



VANISHING / EMERGING - 1 (ギャラリーの壁と床に設置)



VANISHING / EMERGING - 2



鴻巣市のアトリエにて

第20回

〈消滅〉の果てに立ち現れてくるもの

たなかひでほ
田中秀穂さん

田中秀穂さんは、武蔵野美術大学工芸工業デザイン科テキスタイルコースの教授です。3年後には退官の年齢に達するそうで、もうずいぶん長い間学生を指導してきました。

大学の教授ではありますが、アーティストとしても質の高い作品制作と発表活動を維持してきました。教育と創作の両輪のバランスをとれた数少ないアーティストの一人です。

テキスタイルとは布のことです。田中さんの創作も、メインとなる素材は布または繊維状のものです。布や繊維を使ったアート作品というものが今の世の中にはあるのです。

田中さんの場合、その布を燃やすという工程が含まれます。ここがちょっと他の人には見られないとてもユニークなところ。写真掲載の作品も、布と布のつなぎ目のところが焦げ茶っぽく見えるのは、燃やした跡なんです。「燃やす」ということが田中さんの創作の重要な要素になっています。

今から四半世紀ほど近く前の1984年に、静岡県浜松市の砂丘のある公園で、砂丘をおおうように布を敷きつめて、そしてそれを燃やすというイベントを田中さんは行いました。これが現代日本を代表するテキスタイルアーティスト田中秀穂の誕生となったのです。そしてその翌年の個展のときから自分の作品タイトルを「VANISHING(消失)」と表記するようになりました。

なぜ布を燃やしたのかについて、田中さんは自分のホームページに次のように書いて

います。

「作品の素材の違いや存在する環境の違いはあるにせよ、必ずいつかは消滅していく。姿かたちを変質、変容という時間を纏ながら目の前から消えて行く。描きあるいは造られたものすべてが平等に消滅への過程があることに気付いたときから、私の興味はサイクルという時間の変化に伴う表現に移行して行くことになる。」

人為にかかわる「もの」が消滅したあとに、「偶然性を許容する他力の広大な世界」に触れることができた。それが田中さんの創作のテーマであるといえるでしょう。ところで、布は燃やされる前に田中さん自身の手で縫い合わされていました。その縫った行為の跡も火によって消滅するわけですが、写真の最新作品では縫い目が残されています。というより、火であぶった部分は布の形の輪郭をなぞる程度に後退していて、布の表面に紙の繊維を貼り付けたり、さらにその上に毛筆の線を墨で等間隔に引いていくなど、「行為の跡」が残されています。

そしてタイトルには「EMERGING」(現われ)という英語が付け加えられています。これは「消滅」の果ての、「他力の広大な世界」の中に浮上してきたビジョンではないでしょうか。そこには「消滅」を繰り返した数十年の蓄積が、新たな生命をまもって立ち上がろうとしているように私には見えます。

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 630
2009 July



表紙写真

「アルプス もゆる」

第23回写真コンクール入選
古幡 琢助●長野会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 第66回定時総会開催
- 13 ADR認証に向けた基本的取り組み及び認証を受けるまでの経過
- 16 地理空間情報フォーラム2009
～拡がる測量の世界～
Geoinformation Forum Japan2009
- 20 カダstral・スタディーズ
平成19～20年度 日本土地家屋調査士会連合会研究所 研究成果報告書
ICT時代における地籍情報及び関連組織の再構築
- 26 土地家屋調査士ADRの現状と今後
～「境界問題解決センターふくおか」が目指しているもの～
- 30 第五回 衛星測位と地理空間情報フォーラム
- 34 広報最前線／山形会
- 36 オンライン申請体験談
フォルダ管理と成果品(登記完了証)
- 40 CSIS 寄附研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」
第6回公開シンポジウム
「脱ガラパゴス！～持続安定的な空間情報社会構築に向けた
海外のNSDI動向」
- 44 表示登記の申請はオンラインで(第4回)
一土地家屋調査士のためのオンライン申請一
- 48 事務局紹介Vol.2
東京会／岡山会
- 50 会長レポート
- 54 ネットワーク50
神奈川会・滋賀会・東京会
- 57 平成21年春 赤れんがまつり開催
- 58 書評
春風秋雨読後感
- 60 会員の広場を利活用ください
- 62 公嘱協会情報 Vol.78
- 64 ちょうさし俳壇
- 65 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 66 なるほど ナットク 国民年金基金7
～今回は国民年金保険料と国民年金基金の掛金についてご紹介します～
- 68 会務日誌
- 69 ブロック新人研修開催公告 関東ブロック
- 70 編集後記

第66回定時総会開催

平成21年度 定時総会レポート

平成21年6月15日(月)・16日(火)の両日、京王プラザホテル(東京都新宿区)南館5階「エミネスホール」において、日本土地家屋調査士会連合会第66回定時総会が開催されました。総会のみならず、懇親会にも全国各土地家屋調査士会会長及び代議員の156名、連合会役員31名、来賓・傍聴者多数の出席を得ることができました。



倫理綱領唱和



審議風景

総会の開始前に、物故者に対する黙祷、出席者全員による「土地家屋調査士倫理綱領」唱和並びに「調査士の歌」斉唱が行われ、凜とした雰囲気の中で総会が始まりました。

森英介法務大臣から、多年にわたり業務に精励された19名の土地家屋調査士会員に、法務大臣表彰状が授与され、宮城会の亀山一宏会員が受賞者を代表して謝辞を述べられました。

また、平成20年度に法第14条地図作成作業を実施した29機関が法務大臣感謝状を受賞することになり、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が代表して森法務大臣からの感謝状の贈呈を受けました。各賞の受賞者については、後記に掲載のとおりです。

総会式典には、来賓として法務省から、森法務大臣を始め倉吉敬民事局長、小野瀬厚民事第二課長、澤村智子民事局付、伊藤敏治法務専門官、全国土地家屋調査士政治連盟会長 待野貞雄氏、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 鈴木洋美氏においていただいております。



森法務大臣



来賓・法務省

本定時総会の議長については、司会者から、その選出の方法が議場に諮られ、司会者に一任された経緯を経て、滋賀会の中村秀紀会長、熊本会の西龍一郎会長が選任されました。主に15日を中村議長が、16日を西議長が務められました。

また、議事録署名人については、議長から栃木会の高村利夫会長、静岡会の木村保成会長が指名されました。

第1日目の総会終了後における懇親会では、自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟副会長 太田誠一氏、公明党土地家屋調査士制度の改革・推進議員懇話会会長 山口那津男氏、さらには土地家屋調査士制度推進議員連盟顧問(民主党地図PT座長)中井治氏をはじめとする多数の国会議員、関係省庁、関係団体の方々が会場は埋め尽くされました。

日調連顧問の清水湛先生の乾杯により懇談の場となり、昼間の粛々とした雰囲気とは打って変わって、にぎやかな談笑の輪が咲いていました。途中、自民党の山崎拓議員がお見えになりご挨拶をいただきました。

懇親会は盛会裏に終了しました。



西議長・中村議長



懇親会で挨拶される山崎拓議員

ここで、連合会役員選任の関係を報告します。

宮田精一選挙管理委員長(埼玉会長)から下記事項の報告がなされました。

- ・選挙管理委員会(各ブロックから1名、計8名)の紹介
- ・選挙管理委員会のこれまでの事務対応経緯報告
- ・副会長については立候補者数=定員のため無投票当選となる旨
- ・会長については立候補者が2名であるところから選挙となる旨

その後、会長候補者による所信表明が行われました。

選挙管理委員長からの投票要領に係る説明と、投票箱の空箱確認、議場閉鎖、総会構成員(調査士以外の者を除く)の在席者数の確認(186名)がなされ、一層の緊張感と厳粛な管理下のもと、投票の運びとなりました。

投票後、投票箱は施錠され、議場閉鎖の解除宣言が行われた後、総会2日目に開票を行うとの説明がありました。

引き続き、副会長候補者4名による所信表明が、関根一三氏(埼玉会)、竹内八十二氏(東京会)、志野忠司氏(奈良会)、大星正嗣氏(石川会)の順で行われました。

翌17日の午前11時20分過ぎに、選挙管理委員長から開票結果の報告がされ、議長は、選挙結果を受けて、会長当選者が松岡直武氏であることの確認をしております。

また、副会長については、立候補者全員が当選であることの確認がされた後、理事と監事の選考候補者名簿が議長の指示により総会構成員に配布されました。

松岡新会長から選挙管理委員長に対し、指名理事候補者の届出がされ、議長が選考候補者を含め理事選任について議場に諮ったところ、挙手多数により承認されました。

さらに、議長が監事、予備監事候補者を名簿どおりに選任することについて議場に諮ったところ、挙手多数により承認されました。

加えて、松岡新会長から、前会長である西本孔昭氏を引き続き名誉会長に推戴したいとの発言がなされ、議場からの盛大な拍手により承認されました。

議事が終了し、議長降壇後、松岡新会長は、新役員の議場前への整列をうながし、まずもって今期で退任となる役員の方々に労いの言葉をかけられるとともに、「この厳しい時代に、新役員の皆さんとともに難局を乗り越えていきたい。全国の会員の皆さんと一致団結し、一丸となって土地家屋調査士制度の将来に向かって共に進んでいく所存である。連合会、ブロック協議会、単位会、支部、会員、それぞれがそれぞれの立場・持ち場で役割分担しながら、明るい土地家屋調査士制度の将来を目指して共に頑張っていきたい。」と力強く決意表明をされました。

役員選任の件

次のとおり今期役員が決定をみました。

会 長 松岡直武(大阪会)

副会長 関根一三(埼玉会) 竹内八十二(東京会) 志野忠司(奈良会) 大星正嗣(石川会)

理 事 (関東ブロック) 國吉正和(東京会) 瀧下俊明(東京会) 岩倉弘和(神奈川会) 加賀谷朋彦(栃木会)

堀越義幸(群馬会) 漆畑雄一郎(静岡会) 中塚 憲(長野会)

(近畿ブロック) 山田一博(京都会) 藤木政和(滋賀会)

(中部ブロック) 廣瀬一郎(愛知会) 小野伸秋(岐阜会)

(中国ブロック) 桑田和明(広島会) 戸倉茂雄(山口会)

(九州ブロック) 中村邦夫(福岡会) 児玉勝平(宮崎会)

(東北ブロック) 岩淵正知(宮城会) 小林昭雄(青森会)

(北海道ブロック) 大場英彦(札幌会) 服部道明(函館会)

(四国ブロック) 多田 努(香川会) 小野 勇(愛媛会)

(会長指名) 瀬口潤二(山口会) 竹谷喜文

監 事 高橋 昭(茨城会) 安井和男(京都会) 阿部重信(大分会)

予備監事 柴山 武(福島会)

(注)副会長については、届出順に記載しています。



総会の議事内容は下記のとおりであります。とりわけ、平成21年度の事業方針大綱と制度対策本部及び各部の事業計画について紹介します。

また、本定時総会では、第5号議案として土地家屋調査士倫理規程決議の件として、専門資格者における職業倫理の必要性と規程案に係る具体的な説明がなされ、承認されました。

議事内容

- 第1号議案 (イ)平成20年度一般会計収入支出決算報告承認の件
(ロ)平成20年度特別会計収入支出決算報告承認の件
- 第2号議案 役員選任の件
- 第3号議案 平成21年度事業計画(案)審議の件
- 第4号議案 (イ)平成21年度一般会計収入支出予算(案)審議の件
(ロ)平成21年度特別会計収入支出予算(案)審議の件
- 第5号議案 土地家屋調査士倫理規程決議の件

平成21年度事業方針大綱(案)

平成21年度、日本土地家屋調査士会連合会は、近時の世界的な規模で展開される政治・経済・社会環境の大変容の中、これを不安視するばかりではな



松岡会長

く、これまでの業務形態・知識・経験等を基盤として新時代の土地家屋調査士像を構築する時機の到来でもあると受け止め、これに適切に対応することを以て事業計画の骨子とする。

大要は、高度情報化・電子化社会、地籍・地図・境界等に関する社会の意識の高まりを受けて、業務基盤の強化を図るため、業務の中核である表示に関する登記関連業務の高度化並びに社会への一層の定着を図ること、並びに近年土地家屋調査士の業務に加えられた法定業務・周辺業務を更に進化させ専門職業人としての社会的位置づけを確固たるものにする、そのことを通じて会員事務所の経営基盤の安定に資することである。

その具体策として、従来からの基盤業務である表示に関する登記制度の充実、近年の新しい業務領域である筆界特定制度・土地家屋調査士会ADRの基盤固めと会員の関与度の増進、地籍及び地図の整備事業への更なる参画を図る等の取組みを通じて会員の日常業務に拡がりを持たせ、事務所経営基盤の安定につながるよう配意する

とともに、より多くの自己研鑽の機会を提供できるよう努める。

また、政府の諸機関、立法府における議員連盟、関連団体、学会等との連携体制の強化を図るとともに、各土地家屋調査士会、各ブロック協議会、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等の内部関連組織との緊密な連携を図ることにより、制度の一層の充実を目指す。

なお、平成22年に迎える制度制定60周年のさらなる飛躍を誓う、より意義のある節目にするため、土地家屋調査士の制度と業務の社会広報活動の充実を図る。

【平成21年度連合会事業の大要】

- 1 制度環境の変化に適応した業務環境の整備への取組みを強化する。

オンラインによる登記申請の推進を図るほか、土地家屋調査士事務所形態の多様化への対応及び公共嘱託登記の受託環境の整備、研修体制の充実と土地家屋調査士倫理の定着を図る。

- 2 新しい業務領域の基盤を固め、社会への定着を図る。

地図・地籍整備事業等への積極的参画の推進、筆界特定制度の利活用策の研究、ADR認定土地家屋調査士の業務活動の支援、土地家屋調査士

会ADRセンターと筆界特定制度との連携の研究

3 会員の業務活動支援の充実

会員の日常業務の円滑化に寄与すべく、日調連技術センター・日調連データセンターの本格稼働に向けての取り組み、業務・制度関連情報の提供、業務環境の整備の支援、関連分野の業務革新に対応するための研究・検討、その他必要な政策提言等を行う。

4 連合会組織体制の充実・強化

連合会事務局機能を強化し、会務の円滑な執行のため事務処理体制の充実を図り、また、会員の事務所形態の多様化に伴い登録に関する諸規程の整備及び事務の効率化を図る。

5 研究体制の強化・充実

複雑・高度化する社会における土地家屋調査士の役割と制度の充実についての研究のほか、地籍に関する諸分野の関連団体・機関・研究者等による横断的研究組織の構築を目指す。

平成21年度 制度対策本部及び各部事業計画(案)説明要旨

制度対策本部



下川副会長

激動する政治・経済・社会状況を的確に把握し、土地家屋調査士制度の向上発展につながる事項及び会員の業務に関する緊急な課題について迅速な対外活動を実施する。

この実施に当たっては、正副会長をはじめ常任理事会及び各種プロジェクトチーム(PT)の構成員を中核に、関係する政府機関からの情報収集・分析等の活動を行う。

また、関係する政府機関等の施策を的確に把握するため、関係機関の担当者と協議し、日調連顧問を含む有識者等からの助言を求めるとともに、土地家屋調査士制度に関係する課題に対しては、日常的に全国土地家屋調査士政治連盟及び国会議員で組織する議員連盟や議員懇話会とも連携し、適時に、提案・意見表明をすることとする。

これらの具体的課題の項目を例示すると以下のとおりである。

1 司法制度改革に関連する事項

司法制度改革の流れを的確に受け止め、自由民主党司法制度調査会等の行う各種プロジェクトへの参画と関連資料の収集と意見表明等の活動を推進し、司法制度の一翼を担う専門職能者としての地位を高めることを軸に活

動する。

2 規制改革に関連する事項

政府の主催する規制改革会議及び地方分権改革推進委員会の動向を注視し、日調連に対し実施されるヒアリングへの出席、規制改革会議で募集されるパブリックコメントへの意見・要望の提出を行う。

予ねてからの懸案であった土地家屋調査士法人の一人法人の実現に向けた検討及び活動を行っていく。

同時に全国各会会員の意見を集約するなど、活動報告を定時総会等で配布する資料集に取りまとめ、規制改革に対する連合会と土地家屋調査士会の共通認識を深める活動を行う。

3 登記制度改革に関連する事項

司法制度改革及び規制改革等に関連する登記制度改革についての方向性を分析し、その変化に対応した諸施策を踏まえ、各種プロジェクトチーム(PT)を適宜組成し、法務省、国土交通省等の関連する官公署との意見交換及び提言を行う。

また、各土地家屋調査士会、会員及び登記制度を利用する国民の立場からの要望や提案を、諸施策に反映させるよう活動を行う。

4 筆界特定制度・民事訴訟制度と土地家屋調査士会ADRとの連携に関する事項

筆界特定制度の問題点の洗い出し等を引き続き行い、法務局が行う筆界特定制度・裁判所における民事訴訟制度及び調停制度、各士業等のADR機関等との連携をいかにしていくかの検討を行う。

5 その他関係する諸制度に関連する事項

公共機関等の再編に伴う土地家屋調査士業務の環境を

整備し、表示に関する登記の円滑な実施に資するため、社会事業部と連携した活動を行う。

6 国際化及び学識者との交流

- (1) 土地家屋調査士制度を核とする学会の創設を具体化する活動を通じて、土地家屋調査士制度の広報活動及び日調連研究所の充実を図る。
- (2) 国際的視野で地籍制度を捉え、我が国の表示に関する登記制度の発展に必要な活動を行う。

7 公共嘱託登記業務の推進に係る環境整備に関する事項

- (1) 中央官公庁に対する制度啓発
諸官庁における嘱託登記等の発注担当部署に対し、適正な年度計画等の立案がされるよう提言を行うべく、制度対策本部「地図対策室」において敏速な対応をすることとする。
- (2) 各単位会への制度啓発の指導・連絡
各土地家屋調査士会を通じ、公共嘱託登記業務の適切な受託がされるよう、制度啓発及び指導・連絡に努める。

8 その他、緊急に対応を要する事項

上記以外に緊急を要する案件について、PTを創設し、検討、分析を行う。

会における適切な対応を求めることとする。

(3) 「土地家屋調査士倫理規程」の周知

平成19年4月26日、27日開催の平成19年度第1回理事会において宣明を行い、第64回定時総会において報告された「土地家屋調査士倫理規程」については、ことあるごとに、その考え方の周知・啓発に努めてきたところである。今後は、資格者としての倫理を、会員にさらに徹底させるとともに、外部的にも主張できるように、会則等への位置付けも視野に入れ、本総会に「土地家屋調査士倫理規程」として提案した。本総会での決議を受け、連合会会則へ位置付けられるよう、引き続き同規程の周知に努める。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

(1) 連合会業務執行体制の検討

連合会組織、会務運営の体制等について、最善の方策を検討し、その都度実施する。

また、役員選任に関する事項について、検討に着手し、成果が得られるように努める。

(2) 事務局執行体制の強化

役員及び事務局の役割の明確化、事務局組織の整備及び適正な職務分担について検討し、事務局機能の充実及び業務執行の効率化を図る。

3 特定認証局の運営に関する事項

「土地家屋調査士電子証明書」(以下「ICカード」という。)は全会員に配布するとの基本方針の下に、鋭意発行に努めているが、さらにICカードの毎月の発行枚数を増加させるなど、効率的な運営を目指す。

また、ICカードに格納する情報の追加等ICカードの仕様の検討や、平成23年度に有効期間を満了する会員が現れることから、順次更新または一括更新などのICカードの発行方法について検討していく。

4 情報公開に関する事項

懲戒処分、CPDポイント等の公開にも対応できるよう、関係規則等の整備を行う。

5 会館の維持管理に関する事項

「土地家屋調査士会館」(東京都千代田区)内事務室等の効率的な維持管理に努めるとともに、音羽会館(東京都文京区)についても、会議室及び倉庫の適切な運用を行う。

6 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の準備

平成22年が土地家屋調査士制度制定60周年に当たることから、各部がそれぞれ主体的に進める事業案について、全体的な見地から調整を図るべく、土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会において同記念事業の具体化に向けた協議を行う。

総務部



関根総務部長

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

- (1) 関係法令、会則、諸規程等の検討・整備
社会情勢を的確に判断し、常に現状に適合するよう法務委員会や有識者の意見を伺いながら迅速な対応を行う。
- (2) 土地家屋調査士会の自律機能確立の指導・支援
土地家屋調査士会で対応可能又は対応すべき事項については、各会において、自主的かつ積極的に対処する体制の構築を求めることとする。

また、所属の会員に関する苦情等が、直接、連合会に寄せられることも少なくないので、土地家屋調査士

財 務 部



大場財務部長

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 中長期的な財政計画の検討

①事業費の費用対効果の検討と予算執行における優先性の検討

②事務合理化と事務経費削減の検討

③税務に関する研究

各部の予算執行に関しては、予算の計画的な執行に十分留意し、予算執行の効率化、健全化を図る。

税務に関する研究に関しては、各土地家屋調査士会の収益事業状況のアンケート等を実施し、収益事業の税務について指針をまとめる。

(2) 特別会計の検討

連合会事業の拡大に伴い特別会計も増加してきており、それぞれの特別会計におけるその目的及び必要性について見直しを含め検討を行う。

2 新会計基準への対応

平成20年度に変更した新会計基準の科目体系について、見直しを含め検討を行う。

3 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 土地家屋調査士国民年金基金への加入促進

土地家屋調査士国民年金基金の加入促進計画に積極的に協力する。

(2) 各種保険及び共済会事業

①土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入継続

②土地家屋調査士職業賠償責任保険への全員加入の促進
各種保険(生保、損保)の内容の検討、加入促進を図る。

連合会の会務及び各土地家屋調査士会の会務(ADRセンターにおける会務を含む。)により生じた損害を補償する土地家屋調査士会「専門事業者賠償責任保険」の加入を継続する。

(3) 親睦事業の実施及び検討

従来の実績を踏まえて、写真コンクール(H21.6/15.16 本総会会場に入選作品を展示)、親睦ゴルフ大会(H21.8/30.31 香川会担当)、囲碁大会(H22.1/30.31 (予

定))を実施する。親睦事業のあり方については引き続き検討する。

4 業務関係図書等の発行、あっせん及び頒布

業務関係図書・研修教材等の斡旋を行う。

5 旅費規程等の運用精査

平成20年度に改正した旅費規程等に関して、運用の精査をする。

業 務 部



國吉業務部長

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡に関する事項

(1) 「調査・測量実施要領」に関する指導

従来型の業務処理に対応するとともに、新たに加わった業務に関し、各部、PT等と連携を図り、土地家屋調査士会等からの照会等に対応する。

(2) 不動産登記規則第93条調査報告書についての指導・連絡

不動産登記規則第93条調査報告書に求められる機能が更に発揮されるよう、適切な記載方法等の研究検討を行うとともに、土地家屋調査士会等からの照会等に対応する。

調査報告書作成ソフトの改良を継続的に行い、機能面の更なる充実を図り、より使用しやすいソフトとして連合会ホームページにおいて会員へ提供する。

2 土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の実態調査に関する検討

(2) 土地家屋調査士業務報酬の実態調査に関する検討

これらの実態調査は、土地家屋調査士の業務及び業務報酬について、統計結果を公表し、利用者の利便に供することができるとともに、土地家屋調査士においても報酬額を考察する際の情報として利用できる等、事務所の経営に深く関係するものである。

今回の実態調査をより有効なものとするため、アンケートの内容及び調査方法等について検討を行う。

3 「調査・測量実施要領」に関する研究・検討

- (1) 連合会諸規程等との整合性の検討
- (2) 関係法規との整合性の検討

土地家屋調査士の扱う業務は、前回の調査・測量実施要領の改訂後、不動産登記法等の改正による筆界特定制度、ADR、オンライン申請、登記基準点測量作業規程の策定、倫理規程の制定等、大きな転換期を迎えている。そこで、調査・測量実施要領に関し、それらの法規、規程等との整合性を図りながら見直しを検討する。

4 登記測量に関する事項

- (1) 登記基準点についての指導・連絡
- (2) 各土地家屋調査士会及び日調連技術センター・データセンターとの連携

土地家屋調査士の設置した登記基準点について、認定及び運用が開始されている。

そのため日調連データセンターの本格稼働を目指し、登記基準点の認定を円滑に行えるよう、日調連技術センター、各土地家屋調査士会等との連携を図る。

- (3) 登記測量から見た公共用地境界確定業務に関する研究
不動産登記法上の公法の境界である「筆界」と、道路法、河川法等他の法令における境界である「所有権界」・「公物管理界」等との整合性を検討し、土地家屋調査士の立場から筆界特定制度等との関わりを通じ、公共用地境界確定業務に関し研究等を行う。

5 業務における情報の電子化に関する事項

- (1) オンライン申請への対応

平成20年度に「オンライン登記推進室」を制度対策本部に設置し、業務部所管として活動してきたところ、平成21年度も引き続き同体制により、オンライン登記申請の推進及び諸官庁のオンラインシステム改善への提言並びに会員からの要望・意見を反映していくこととする。

- (2) 申請情報、地積測量情報、地図情報等に関する研究・検討

不動産登記法におけるオンライン登記申請に当たり、申請情報、地積測量情報、調査報告情報(報告書)等のあり方や、その現状の動向と問題点等の分析を行い、改善策等を検討し、登記行政につき提言等を行う。

- (3) 測位・空間情報に関する研究・検討

地理空間情報活用推進基本法と不動産登記法や関係法令との関係について調査研究するとともに、関係する研究会・学会に積極的に参画し、情報を収集して、土地家屋調査士業務との関係について検討する。

空間情報基盤データとしての地図情報や地積測量情報の在り方について研究する。

研 修 部



野地研修部長

1 研修の企画・運営・管理・実施

- (1) 専門職能継続学習の運用

土地家屋調査士は、常に資質の向上を図るよう努める義務があり、土地家屋調査士専門職能継続学習制度(以下「土地家屋調査士CPD制度」という。)を活用して会員の更なる資質向上を図ることとする。

また、運用上の問題点等について改善改良を図り、同制度が効率よく機能するよう検討を行う。

- (2) 新人研修の実施・検討

平成20年度の土地家屋調査士研修制度基本要綱の一部改正により、新人研修の内容及び運営等を全面的に検討し、土地家屋調査士新人研修実施要領を見直して改善を図る。

- (3) 土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進

全ての土地家屋調査士が、筆界特定制度に関する相談業務と申立代理人として活躍できる本制度の担い手としての研修が求められており、本叢書を教材とした研修を推進する。

- (4) 各ブロック協議会・各土地家屋調査士会との連絡調整
研修事業を適切に展開する上では、ブロック協議会及び土地家屋調査士会との密接な連携が求められる。連携調整を図り、効率と実効性のある研修事業を展開する。

2 ADR認定土地家屋調査士研修の実施

平成20年度に日調連研究所が中心となって試行的に実施した標記研修の結果を受け、同研修実施の方針を検討し、ADR認定土地家屋調査士に効果的な研修を企画・実施を求めることとする。

3 研修教材充実のための企画検討

- (1) 各地域における歴史的資料の活用の検討

土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」に関わる地図等の歴史的資料並びに慣習等の調査実績のインデックス化を連合会ホームページに掲載するとともに、その活用について検討を行う。

- (2) 研修教材(会員必携)の更新

「会員必携」は、新人研修における必須教材であると

ともに、全会員へ配付する教材でもあり、昨今の情勢を反映した改訂版を作成する予定であるが、今後改訂が予定されている「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」や本総会議案の「土地家屋調査士倫理規程」を踏まえて更新を行う。

(3) 研修ライブラリの改修検討

土地家屋調査士CPD制度を運用していくに当たり、今まで以上に研修情報は重要なものとなることから、研修ライブラリシステムの改修に着手する。

広 報 部



藤木広報部長

1 制度広報に関する事項

(1) 土地家屋調査士制度制定60周年記念広報活動に関する事項

2010年に制度制定60周年を迎える土地家屋調査士制度の記念事業として、制度をPRするイベントの企画や、記念誌の発行について検討する。

(2) 表示に関する登記制度および土地家屋調査士制度の社会貢献活動の企画、開催

①法務省・最高検察庁主催「赤れんがまつり」に参画(協力)する。

②「地理空間情報フォーラム2009」(会員研究論文発表、パネルディスカッション、関連機関によるブース展示)に参画する。

(3) 表示登記制度および土地家屋調査士制度の周知を目指した広報ツールの作成

平成20年度に作成した「筆界特定制度」のパンフレットの印刷のほか、制度のPRに必要なパンフレット・チラシを適宜作成する。

(4) 国際的な視野に基づく業務環境に関する広報活動

ISO/TC211で検討されている地籍業務に関する標準化(LADM「土地管理領域モデル」)の検討状況や国際地籍シンポジウムの予備会議などの紹介を行う。

2 内部広報に関する事項

(1) 連合会、単位会、ブロック、公嘱協会等の効率的な広報体制の構築

土地家屋調査士会またはブロック協議会が、必要に応じて共同して取り組み、より効率的な広報活動が実施できる体制を構築する。

(2) 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業等についての単位会との連携

各土地家屋調査士会が企画している独自の60周年記念事業を紹介していくほか、必要な連携を図りながら事業を進めることとする。

3 会報に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の充実に関する情報の収集と発信

(2) 情報の鮮度を重視した紙面づくり

(3) 経済・社会情勢からみた土地家屋調査士制度に及ぼす意義等の情報発信

土地家屋調査士を取り巻く社会的変容に対応した、会員が必要とする情報をタイムリーに掲載する紙面を目指す。

4 人材育成に関して教育機関等との連携に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務に関連する技術等専門学校との協力関係の構築

測量専門学校との情報交換を通して、人材育成の課題を明らかにし、必要な協力関係の構築に努める。

(2) 大学等の高等教育機関における講座・寄附講座の開設に係る連絡事務に関する事項

近畿ブロックで始められた寄附講座の全国普及を促進するための支援、必要な情報提供に努める。

(3) インターンシップ制度の拡充活動

引き続き、明海大学との連携を図る。

社会事業部



山田社会事業部長

1 地図の作成及び整備に関する事項

不動産登記法第14条地図・DID地区を中心とする都市部地籍整備によって推進される地図作成及び整備等に関する対応

①登記所備付地図整備作業新10か年計画案策定に関する提案

②登記所備付新規地図作成経費に関する提案

③登記所備付新規地図作成作業の受託推進策と体制の整備について

④14条地図作成作業規程(解説書)の改訂と発刊

⑤公図と現況のズレを受けた法務局の行う地図混乱地域の実態調査への協力及び利活用の検討

⑥地図対策室のキーセクションとしての諸対応

2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項

(1) 筆界特定制度の円滑な運用に向けた対応

①筆界特定制度に関する実質的問題点の検討

②筆界特定制度の各地域における事例の研究

③筆界特定制度に係る実態調査結果の分析

④関係官庁及び関係団体との協議の実施

⑤統計資料等の収集

(2) 筆界特定制度の取組み体制の強化

事例研究解説DVDの作成

3 境界問題相談センターの設置推進及び現状調査並びに支援等に関する事項

(1) 日調連ADRセンターの運営と取り組み

①ADRに関する土地家屋調査士会への支援・連絡・情報提供

②ADR機関の設立、指定、認証等手続き状況に応じた適切な情報交換環境の整備と運営手法等の提供

③統計資料等の収集

④関係官庁等との意見交換

⑤シンポジウム、担当者会同等の企画

(2) 土地家屋調査士が担う裁判外境界紛争解決制度に関する検討

①裁判所、弁護士会、他の専門資格者団体との連携及び訴訟、筆界特定制度等の他の紛争解決機関等の効果的な連携による迅速かつ実効性のある多様なADR機関としての対応及び検討

②ADR認定土地家屋調査士活用支援に関する検討

③日本司法支援センター(法テラス)との連携

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会関係

(1) 公共嘱託登記関連業務に関する環境の整備について

①中央官公庁に対する制度啓発

②各土地家屋調査士会への制度啓発の指導・連絡

(2) 各土地家屋調査士会・全公連等と公共嘱託登記関連業務についての連携

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 公益法人制度改革への対応

(2) 専門家としての社会的貢献を図るための対応

研究所



大星研究所長

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

研究員によるテーマ別研究成果の中間報告取りまとめ表示登記制度及び土地家屋調査士の役割と制度の充実について、種々の角度から研究を行い、意見発表又は的確な提言を行う。

2 地籍に関する学術的・学際的研究

地籍に関する研究会の設立と広報活動の充実

2010年の土地家屋調査士制度制定60周年を見据え、「地籍に関する研究会」の設立を目指す。

3 地籍管理に関する国際標準化についての研究

地籍管理に関する国際標準化について調査研究するとともに、関係する研究会・学会に積極的に参画して情報を収集し、研究検討する。

土地家屋調査士特別研修運営委員会

土地家屋調査士特別研修の実施が定着し、定型化したことから、従来の研修部事業から独立した運営委員会を組織し、実施することとする。

(取材：広報部)

法務大臣顕彰

法務大臣表彰状授与

氏名	伊藤 亀木 木坂 関寺 中中 西	氏名	藤山 村元 尾岡 原脇 脇	氏名	美保 義和 博範 正	氏名	義成 均 男 巖之 雄 孝	会名	山宮 静京 鹿嶋 枋岐 大山 三	会名	梨城 岡都 児島 木阜 阪口 重	氏名	野宮 宮村 矢八 安山 若	氏名	田内 田上 口島 川下 林	氏名	真大 精朝 正 義 富 直	氏名	一介 一郎 勉 巳 雄 之	会名	熊愛 崎兵 群新 旭東 長	会名	本媛 玉庫 馬潟 川京 野
----	------------------	----	---------------	----	------------	----	---------------	----	------------------	----	------------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------	----	---------------

以上19名(50音順 敬称略)

法務大臣感謝状贈呈

社団法人 東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 茨城県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 福井県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

社団法人 福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 秋田県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 滝克則土地家屋調査士事務所
 奈調寺下会

ADR 認証に向けた基本的取り組み 及び認証を受けるまでの経過

滋賀県土地家屋調査士会
境界問題解決支援センター滋賀 センター長 北村秀実

平成21年5月19日、待ち望んでいた日が訪れた。滋賀県土地家屋調査士会は平成18年12月に「境界問題解決支援センター滋賀」(以下「センター滋賀」という。)を立ち上げ、その後2年半誠実に実務を行ってきた。そこでの経験を活かし、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、いわゆるADR法に基づく法務大臣認証を取得することができた。認証紛争解決事業者への仲間入りを果たす日となった。

振り返ると、センター滋賀の開設は非常に難産であった。しかし、こうして早期に認証を取得できたことは、滋賀弁護士会の皆様、ご指導をいただいた大阪会、愛媛会の皆様、日調連ADRセンター関係者の皆様、白鷗大学の和田直人先生のおかげであり、まずもお礼を申し上げたい。

滋賀会は会員数199名(平成21年4月現在)と全国的には小規模会である。小規模会であればこそできることは何かを考え、手続保証を考えすぎた重たい手続ではなく、ネットワークを軽くする手続を目指して取り組んだ。

ここに書いた小規模会の認証への取り組みが、いま認証に向けて取り組んでいる土地家屋調査士会の皆様へのエールとなれば幸いである。

なぜ認証を申請するのか？

おそらく認証を申請しない理由付けは山のようにあったであろう。また、ADR認証取得による法的効果と認証取得のための作業量を天秤にかけて迷う気持ちもあった。しかし、ADR法第6条第1号～第16号の認証基準はそんなにハードルの高い基準なのだろうか、むしろお客様からお金をいただいて(業として)行う、我々専門士業のADRならクリアして当たり前のものではないのだろうか。

開設後一年を経過した頃、「利用者のために」と口では言っていた。しかし、「利用者のため」という視点が、自らセンターを立ち上げたたん「運営者の

ため」になってしまう。利用者の意識といわれるものや、利用者のニーズ自体が運営者によって作られたものではないのかという指摘を受けた。運営者の思惑と利用者の意識のギャップを自覚して、注意しなければならない。鈍感な善意やゆとりを欠いた一途さは有害なだけとも教わった

「利用者のため」が空回りにならないよう、センターが砂上の楼閣とならないよう、2年間の経験を踏まえ、ADRそのものを見つめ直す機会として認証申請に取り組んだ。

認証WT(ワーキングチーム)の結成

認証申請作業をやり遂げるには一人ではできない。何名かのチームで事に当たる必要がある。そして、そのチームへの参加者がいかに覚悟を持つことができるかが重要である。立場的にやらなければしかならないとか、お手伝いはするが…というメンバーではなく、今回のメンバーはセンター長(当時)今井充之と北村、それに自分がいなければ認証など取れはしないと思ってくれる気概のあるメンバー3名(織田孝、宇野稔、井上豊仁)が立候補してくれた、そしてセンター滋賀の最前線、事務局の本城真琴、彼ら、彼女らがいなければ認証に立ち向かうことはできなかった。自らの頭で自主的に考え、積極的に行動してくれるメンバーであった。

認証WTでの約束事

認証WTでは次の約束をした。

- 1 自分が利用者であり、どのようなサービスを利用したいのかという視点で考えよう。
- 2 誰が何をいつまでにするのか、責任の所在と期日管理を明確にしよう。



認証通知書

- 3 どうしましょう?ではなく自分の意見をまず述べよ。意見は文章にまとめよう。
- 4 担当者はしっかりプレゼンテーションできるくらい十分に準備をして会議に臨もう。
- 5 他会をまねするのではなく、まねされるものを作ろう。

平成19年10月から 作業の開始

「せっかく見直すなら、その上をめざそう!」を合言葉に、まず既存業務の手続の流れを書き出した。事務局の本城さんにお願ひし、今やっていることをすべて時系列に箇条書きにしてもらった。膨大な量であった。

たとえば「お客様から電話がかかってきた。→誰がいつ何をどのようにしているのか」「相談申込があった→誰がいつ何をどのようにしているのか」A4の用紙を縦に半分に区切り左側に既存業務を、右側に追加すべきこと、取りやめるべきこと等見直すべきことを書き上げていった。

平成19年12月9日 日調連主催全国ADR担当者会同

司法法制部の清水係長から認証申請へのアドバイスをいただいた。

「規則は法律の条文を作るのとは違います。規則は一般の利用者が見るものなので、明確にわかりやすく書いてください。また、規則の書き方ではなく、実態の業務をどうするかが重要です。規則は業務実態を文字化しただけのものです。規則づくりの参考手法とし

- 1 パーツ(たとえば手続きの受付、手続実施者の選任…等)ごとにどうするのかを箇条書きにする。
 - 2 パーツとパーツをつなぎ整合性をみる。
 - 3 規則、規程間を整序する。」
- というものであった。

我々の進め方が間違っていなかったことに自信を持ち、各手続きの目的を明確にし、認証基準を頭に入れながら、いつ、誰が、どのように行うか、また、なぜその手続きを行う必要があるのかを考え、書き上げる作業を続け、その後規則類の作成を行った。



左側滋賀会、右側日調連ADRセンター委員

平成20年8月14日 日調連ADRセンター事前相談会

お盆の真っ直中、日調連へ今井、北村、織田、本城の4名で出席した。

「司法法制部の事前相談に行く前に日調連でも事前相談を受けないといけならしい。」という情報が入り、なぜ?という疑問もあった。しかし、センター滋賀の規則規程類を丹念に読み込み、たくさんの付箋を貼り臨んで頂き、懇切丁寧にご指摘、ご助言をいただいた日調連ADRセンター委員のみなさまには心から感謝を申し上げたい。

初めての日調連の会議室で、緊張した雰囲気の中での質疑応答は、頑張ってきたが故に視野が狭まりつつあったWTメンバーに外部からの意見を頂戴して、大きな気づきがあり、後の司法法制部事前相談会へ向けてWTメンバーの結束を強めた。

平成20年9月10日 司法法制部事前相談会

今井、北村、織田、本城の4名で出席した。

「お客様にとって、わかりやすく使い勝手のいいADRとなっているか」司法法制部の質問の基本はここにあった。また「迅速、簡易、廉価」という視点から、センター滋賀はどのような工夫があるか。というものであった。

せっかくの事前相談会である、司法法制部からの質問にただ答えるだけでなく、こちらからもどんどん質問しようということで臨んだ。「センター滋賀」はこのような手続がしたい、この条文から読みとれますか?等、条文づくりのプロに出席者全員から質問を投げかけた。若干の宿題はもらったものの、セ

ンター滋賀のやりたいことは理解され本申請の許可が出た。

平成20年11月28日 認証申請

年度内の認証取得を目指していたので、ぎりぎりの段階での申請となってしまった。

理事会の承認、弁護士会常儀委員会での承認等、月に一回、それを逃すとまた一か月待たなければならぬという日程のなかでどう進めていくか、スケジュール管理が重要である。

平成21年2月18日 司法法制部現地ヒアリング

担当者段階では長期間にわたり協議をしてきた最終段階であり、認証前のセレモニー的なものと勘違いをしていた。午後1時30分からはじまり終了したのは午後6時を超えていた。

「この条文ではこのように読まれる危険がありますよ。」、何で今更…ということが何点かあった。我々の勉強不足と詰めの甘さを感じずにはいられなかった。この後、再度理事会、弁護士会常儀委員会で説明、変更承認を得て、正式に認証を受けるのを待つこととなった。



司法法制部現地ヒアリング

会員への周知

「ADRは会員の一部の人がやっている組織である。」という会員の声。全国のセンター関係者が抱える大きな悩みである。滋賀会も同じである。認証取得は役員、手続実施者、事務局、土地家屋調査士全員が自分の問題として、認識してもらおうよう、外部

講師を招いての研修会や北村からの説明会を行った。今後引き続き会員への周知は重要事項と考えている。

認証取得後の変化

急に利用者が増加することなど考えられない。しかし、認証を取得したことで、他機関、他団体から勉強会のお誘いを受けることが多くなった。ADR法第3条第2項(基本理念)に設置者の責任として相互に連携し協力していく責任が謳われている。全国には我々と同じくADRに熱心に取り組んでおられる機関が多くある。今後その方々とのネットワークを広げ、情報交換し、研究し、切磋琢磨していくことを楽しみにしている。

認証を取りましたと滋賀会だけが浮かれていても仕方がない。これからがスタートであり、日本にADRが根付くかどうかは我々調査士会の相談センターの活動にかかっているといっても大げさではないと思っている。

最後に

現実、各相談センターの利用率は低く、調査士会は横並びの発想で箱をつくっただけという批判を聞くことがある。でも遅くない。認証申請を足がかりに創意工夫することで、きっと新しい展開が望めるに違いない。

内堀参事官が「ADR法は規制法ではない。手続、プロセスをどのように定めるかは自由。オリジナリティの発揮を期待する。」と愛媛会主催のADRフォーラムでおっしゃっていた。会の規模に合わせた、地域性に合わせた、地元の市民に愛される認証紛争解決事業者が今後益々増加し、共に発展していくことを期待したい。

地理空間情報フォーラム 2009

～ 拡がる測量の世界 ～

Geoinformation Forum Japan2009

2009年6月17日(水) ～ 19日(金)
パシフィコ横浜(神奈川県横浜市西区)

主催 (社)日本測量協会 (社)全国測量設計業協会連合会
(中)日本測量機器工業会 (財)日本測量調査技術協会
後援 国土交通省 経済産業省 総務省 文部科学省
協賛 日本土地家屋調査士会連合会 その他



2009年6月17日～19日の3日間、神奈川県横浜市にある「パシフィコ横浜」を会場に地理空間情報フォーラム2009が開催されました。昨年より全国測量技術大会という名称から一新され、「測量技術」「地図GIS」を2本柱としたフォーラムであり、来場者数も1万7千人を超え盛大に開催されました。

2007年8月の地理空間情報活用推進基本法の施行により、電子国土やGコンテンツを活用した関連の官庁並びに各種団体、企業の出展が増加した一方で従来の測量機器メーカーの出展が減少するという現状があり、「測量技術」を取巻く環境が著しく変化している傾向が伺えました。

昨年から日本土地家屋調査士会連合会も「シンポジウム」「技術研究発表」への参加と「システム展」への出展と深く参画しているフォーラムであり、本稿では、参加した概要と土地家屋調査士会員による研究発表を中心にお伝えいたします。

●日本土地家屋調査士会連合会として参加した催し

①技術研究発表会

会員9名による表示登記制度研究発表会
「地籍情報の生産現場－登記測量の視点から－」
(ポスターセッション)

②シンポジウム

6月17日(水) 15:20～17:00
(アネックスホールF203)
「ISO/TC211 LADM (土地管理領域モデル)における地籍業務の標準化と各省連携」

パネルディスカッション

パネリスト:

安藤 暁史氏

国土交通省土地・水資源局 国土調査課課長補佐

和田 陽一氏

東京都北区まちづくり部 まちづくり推進課 主査

櫻田 光一氏

大津市企業局 営業開発課 装置係 副参事

小野 伸秋氏

日本土地家屋調査士会連合会 理事

コーディネーター:

上田 忠勝氏

日本土地家屋調査士会連合会 研究所研究員

司会:

川本 達夫氏

日本土地家屋調査士会連合会 理事

③システム展への技術展示

地籍情報の円環による高度空間情報化社会の構築に関連するシステムの展示

本稿では、地理空間情報フォーラムへは2回目となります「会員による技術発表会」をお伝えいたします。

【技術発表会】

表示登記制度研究発表会

「地籍情報の生産現場－登記測量の視点から－」

土地家屋調査士の携わる業務は、不動産登記の表示に関する登記申請業務だけでなく、筆界特定、境

界紛争解決のためのADRセンターの運営等、多岐に渡る。これら地籍に関する情報の生産現場に直接関与する立場から、土地家屋調査士が行っている多面的な研究を発表することを通して、土地家屋調査士の資格者としての役割・社会的責務を発信いたしました。

「発表内容」

①「北海道の筆界の成立(施策と地図・筆界への羅針盤)」

旭川土地家屋調査士会 山谷正幸会員

明治2年、開拓使が置かれた北海道は、計画的に開拓を進めるために様々な施策を行い、それに伴って時代や目的に応じた各種の図面が作製されている。



山谷会員

- ・明治5年、「地所規則」「土地売貸規則」に基づき国有地を処分する際に作成された「土地処分図」
- ・明治29年、全国に先駆けた近代的な地籍調査による「土地連絡(整理)図」
- ・明治30年、「北海道国有未開拓処分法」に基づく「植民地区画図」を基にした「売払実測図」
- ・その他、その後で作製された「御料地売払実測図」、「民有未婚地分割実測図」、「自作農創設分割実測図」、「開拓地確定実測図」など北海道には筆界を特定するための多様な地図が作製されている、その作製の経緯を十分に把握して筆界特定への羅針盤としなければならない。

②「韓国の土地登録制度及び境界紛争解決方法に関する研究」

京都府土地家屋調査士会 戸田和章会員

韓国では公法上の境界を地籍法で規定している。一般的に境界とは相隣する筆土地の境であり地上に存在するものである。境界点間を直線で結んだ区画を地籍公簿に登録した線と定義されており、したがって地上境界、占有境界に関係なく、地籍公簿である



戸田会員

地籍図・林野図に描かれている図上境界を公法上の境界としている。このため公法上の境界を現地に明示する場合は、地籍法に定められた境界復元測量という地籍測量方法によって図上の境界を地上に復元されることになる。したがって日本とは異なった取扱がなされている。

本研究は韓国の土地登録制度と境界紛争解決方法を研究することによって、日韓の制度、境界の定義、設定方法、紛争解決方法等の差異点を比較し、今後の日本における土地の登録制度と境界紛争解決のための比較研究の基礎資料とすることを目的としている。

③「ADRの取り組み —センター滋賀の現場から—」

滋賀県土地家屋調査士会 北村秀実会員



北村会員

「境界問題解決支援センター滋賀」は平成21年5月に大阪会、愛媛会に続きADR法に基づく法務大臣の認証を取得した。【「ここにきてよかった」といってもらえるセンター作り】の紹介。

【理念】

土地家屋調査士および弁護士の職能を持って土地境界問題の解決支援を行う。

【めざすべき方向性】ビジョン

対話を通じた当事者の問題解決意識を高め、実情に即した専門的判断とあわせて自律的、創造的な問題解決を支援し、もって裁判外による紛争解決制度の促進に寄与する。

【ビジョンを具体化する5つの行動指針】

- 1 人間力豊かな人材育成
- 2 利用者の声を起点とした業務品質の向上
- 3 成長し続ける永続組織体制の構築
- 4 実践と研究の調和
- 5 「つながり」の拡大

管理、業務については駅伝型チーム力の結集として継続した活動を行っている。

④「4年目を迎えた筆界特定制度 ー現状と課題ー」

大分県土地家屋調査士会 宮嶋泰会員



宮嶋会員

4年目を向かえた筆界特定制度の様々な問題点を検証し、この制度がさらに充実し国民の期待に応えるものとして確立されるための課題を考えた。

・筆界特定の現状

制度がスタートして以来、年間2500件前後の申請件数を推移しており堅調な利用状況ではある。しかし、その事件の処理速度はまだまだ不十分であり、申請内容的にも取下げの多さは問題である。

・制度の課題

大別して2つの課題があると考ええる。一つ目は「標準処理期間」をめぐる問題。二つ目は「筆界特定内容の確かさ」である。紛争性のある事案に対し、すべての関係者の納得を得られることは難しいと考えるが、その内容により踏み込み検討し、より充実させる必要がある。

・制度確立の方向性

「筆界を対象物としていること」、「本特定は行政処分ではなく、公の照明力を有するに止まること」、「筆界調査委員の活用による専門的知見の導入が図られていること」、「客観的な筆界の位置を求める手続きであり、当事者の手続き保障に配慮していること」

以上の基本的性格に照らして、一つひとつの問題点を検証し、課題克服に向けた方向性を示していけるよう更なる研究を進めていきたい。

⑤「寄付講座による後継者育成への試み」

大阪土地家屋調査士会 和田清人会員



和田会員

近畿ブロック協議会では、近畿の大学の法学部に「土地家屋の調査と表示の登記」と題して寄附講座を提供している。平成14年よりスタートし、今では同志社大学、関西大学、近畿大学でも事業を行っている。

寄附講座とは、大学における奨

学を目的とした民間等からの寄付(講師料、交通費等の負担)を活用して、大学の教育研究の豊富化、活発化を図る産学連携事業の一つである。ほとんどの学生が土地家屋調査士という資格を知らず、表示の登記と権利の登記の区別も良くわからない状態からスタートするが、学者ではなく実務家からの授業に興味深く傾聴して頂ける。この講座は土地家屋調査士試験対策講座ではない、ところが、授業を聴いて土地家屋調査士の仕事に興味を持ち、インターンシップを希望する学生が増加していることも事実である。

⑥「オンライン申請制度について」

東京土地家屋調査士会 山本憲一会員



山本会員

平成17年3月より導入されたオンライン申請について、その「現状と問題点」と「オンライン申請の今後」という観点から研究発表。

「オンライン申請の現状と問題点」

問題点として、公的個人認証の遅れ、書面の電子化による事務の煩雑化、申請人へのメリットが希少である等が挙げられるが、現在のオンライン申請はそもそも本来の「オンライン」と言えるかという根本的な問題点がある。それは添付情報のファイル形式である画像処理に生きた利用ができていないこの問題が大きく、ユビキタス社会への適応という視点への対応にまだ時間がかかると考える。

「オンライン申請の今後」

オンライン利用拡大行動計画には「行政発行書類のバックアップ連携」、「士業者の確認による添付書類省略」が重点項目として盛り込まれた。これらが実現されるとオンライン申請は飛躍的に普及すると考えられる。特に土地家屋調査士の対応としては規則第93条調査報告書への対応が重要な要素となってくる。

ユビキタス社会に適応したオンライン申請は、従来の方法とはまったく異なるものであり、そこには当然資格者代理人としての責任と権限の強化が図られ倫理が強く問われることになると思う。

⑦「静岡県土地家屋調査士会における静岡県及び各市町との災害時における家屋被害調査に関する協定について」

静岡県土地家屋調査士会 木村保成会員



木村会員

静岡県土地家屋調査士会として、他の地域での災害発生時の対応等を参考に「地震対策調査報告と提言」という小冊子を作成し静岡県及び県内37市町に対する提案を実施した経緯と実際に締結した「災害時における家屋被害認定調査に関する協定」についての説明。

土地家屋調査士の本来の業務である登記手続きに必要な建物調査のための現地調査とは異なるものの、「協定」に定められたように事前に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいた調査方法を研修した上で、市町職員と連携して被害調査を行うこと、また発行された証明書について住民からの相談補助、またその後の建物滅失登記や土地境界移動における復元等の境界問題の解決支援にも役立ち、市町にとっても土地家屋調査士自身にとっても非常に有意義なことであると考えている。

⑧地理情報システムを用いた震災情報の収集・提供支援に関する一考察」

広島県土地家屋調査士会 藤原豪紀会員



藤原会員

適切な震災対応を円滑に行うために必須となる震災情報の収集・処理・提供を支援する専門資格者を設け資格者を地域ごとに組織化しようとの構想を述べている。阪神淡路大震災からの貴重な経験から土地家屋調査士業務の改善だけではなく、一般の震災

対応にも生かして、より一層の社会貢献の方策を検討すべきであると考えている。

現在では震災に関連する情報は、地理情報システム(GIS)の基盤情報は多目的に利用可能であり、平常時にも使用できる。震災時に限っても家屋の滅失調査を含め、幅広く震災対応に活用することができ、さらにそのシステムに心的支援を組み合わせることによって、行政の情報収集のサポートだけではなく、

被災家屋の撤去計画、応急危険判定、証明書の発行等の連携や住民への情報提供など土地家屋調査士が貢献できる道が開かれると考える。

土地家屋調査士を母体として地理情報システムを用い震災情報処理支援を行う専門ボランティア資格を設け、さらに広域的な震災に対応するために、そのような資格者を地域ごとに組織化することを提案している。

⑨「ISO/TC211におけるLADM（土地管理領域モデル）の標準化作業について」

千葉県土地家屋調査士会 剣持智美会員



剣持会員

現在、ISO/TC211（地理情報に関する専門委員会）のWG7（情報共有分野を取扱う作業部会）では、地籍情報サービスの標準化について検討するプロジェクトチームPT19152が立ち上がり、LADM（土地管理領域モデル）をめぐる議論が始まっている。

LADMは、2008年2月FIG（国際測量者連盟）よりISO/TC211の委員会に提出された標準モデルであり、国民の財産（土地や建物の権利）を守ることを義務としている土地家屋調査士にとって、土地管理手法の法的・空間的要素を論じているこのLADMは、非常に関係のある概念モデルであるといえる。

※LADMとは、「土地管理の「行政的／法的」要素及び「空間的／測量的」要素の両方を対象とする土地管理（地籍）領域モデルを規定する」ものであり、「人」、「不動産目的物」、「権利／責任／制限」、「測量」、「幾何／位相」に関連する5つの基本パッケージを備えた概念図式」のこと。



カダストラル・スタディーズ

平成19－20年度 日本土地家屋調査士会連合会研究所 研究成果報告書

ICT時代における地籍情報及び関連組織の再構築

研究員 上田忠勝(滋賀会)

研究テーマ 電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働についての研究

目的 地籍に関わる様々な情報の体系化、統計的整理を行い、地籍情報を円滑に生産・利活用・更新・維持管理できる組織・環境構築について検討し、今後の実務モデルを構築する。

□報告の内容

◎1. 筆界を主題とした電子地図とは何か[地籍図]

2. 地籍図を作製する作業とは何か[異なるディシプリンの融合]
3. 地籍図作製作業を前提とする環境とは何か[変化のスピードに対応する持続的発展]
4. 地図作製作業を制度的に捉える視点とは何か[民間の資金と公的事業資金]
5. 地図作製作業を技術的に捉える視点とは何か[情報ネットワーク社会における技術]
6. 地図作製作業を人材育成的に捉える視点とは何か[eラーニング]

はじめに

筆者が土地家屋調査士という資格業に従事したのは、平成元年の4月からであり、その後平成5年に資格試験合格、平成6年登録開業し現在に至っている。

土地家屋調査士は、依頼を受けた不動産の調査・測量を行い法務局へ登記申請を行うという仕事であるが、20数年の経験を重ねていくうちに、技術・法律・組織など全ての要素が複雑化し、また社会の価値観、フレームワークが変革期にあることを感じるようになった。

これから先は、単なる技術論や法律論ではなく、新たな社会システムの構築という広い目線で、社会におけるベストプラクティスを構築できる専門家として活動する必要があるのではないかという思いが動機で様々な研究活動に参加してきた。

今回、研究所研究員として成果報告を行うよう依頼されたが、筆者自身、勉強中であり、理解し切れていない事実が大半である。従ってあまり結論的なことではなく、問題提起が報告の主たる要素になってしまったことをあらかじめお断りしておきたい。

本報告では、全体の研究課題における1の項、「筆界を主題とした電子地図とは何か」というポイントを軸にまとめている。

◎筆界を主題とした電子地図とは何か[地籍図]

現行制度の検討と調査士実務の観点からの検討

従来、紙ベースで作製されていた地図が電子化されることによりどのような可能性が生まれるのか。又、紙ベースによる地図の利点、欠点をどのように解釈し反映・改善すべきなのか。

1. 素朴な疑問(研究の動機)

平成元年から土地家屋調査士の世界で生きてきて、様々な価値の推移を見てきた。

その間、社会を最も大きく変えた要因が「コンピュータ技術の発達」であることは周知のことである。

測量技術で言えば、平板測量からトータルステーション、衛星測位へ、作図技術については、手書きからCADへと推移し、より高度な情報が平板・手書き時代の数分の一の手間で生産できる状況となっている。

しかし、現在、この業界におけるコンピュータ化は、作業の効率化という面でのコンピュータ利用、すなわち紙データをコンピュータ上で表現するという流れが軸になっており、本当の意味でコンピュータの利点を享受できるデータ構成になってはいない。一例を挙げれば、現地で取得したTS等のデジタル情報をPCで処理し、それを更に紙図面にして、それをまたXMLにするという、なんだかワケの分からない手法がまかりとおっている。これで

は、紙の情報がモニターに写っているだけで、登記官がそれらの情報を印刷してチェックするのであれば、紙申請となら変わりはなく、電子化の利点はほとんどない。むしろ登記官は直接提出された書類をチェックするこれまでの書面申請に対して、印刷の手間の分仕事が増えている。大変不思議な現象である。

本来、IT化によって情報流通や企業組織のあり方そのものは劇的に変わっていくものである。専門性のある作業、その情報をコンピュータに理解させ、その世界をネット空間に実現することで飛躍的な進化を遂げることが期待される。だが、土地家屋調査士業務におけるコンピュータ化は「CAD」というお絵かきソフトに依存しているため、実作業の手間を減らすことには成功したが、結局のところ旧態とした書類の積み上げ作業、マニュアル化と押印主義（はんこがあれば何でも通る）が業界全体を支配している。

多くの作業従事者は、それこそが土地家屋調査士の代理業としての本分であり、できる限り形式化することで効率的な事務処理と収益が見込まれるものとしている。確かに、資格業として事業所を営む以上は、経営が成り立たなければお話にならないと思うが、現在のように事業所の存続を目的化し、ただ表面的な便利さを追求した手法が導くものは専門技術のコモディティ化を促進しているようなもので、その行き着く先は業界自体の破滅である。

例えば、印刷、写真現像など、かつては特別な技術職として存在した分野が、技術の進歩により、今では事業所はおろか一般家庭における通常アイテムとして日常品化している。かつては巷に多数存在した小規模の印刷所、写真現像・プリントショップなどの衰退ぶりは、コンピュータの作業手順を身につけることをコンピュータ化とし、形式的審査をその柱とする我が業界の行き着く先を暗示していると感じてしまう。

本来、専門性のある情報を電子化する場面では、その情報の本質を掘り下げ、それぞれの意味を認識し、構造化する作業が必要であり、そのことにより、業務の体系、組織の体系も見直されていかなければならない。そういった抜本的な変革を経ずに、これまで培った既得権的な作業方式を無理矢理電子化す

ればシステムそのものがひずみ、また持続しないことは明白である。そしてその形式化された事実ばかりが一人歩きし、結果、専門家以外の参入を容易にしてしまう。

その様な技術面での物足りなさを感じながら、併せて昨今の社会構造改革を目の当たりにすることで、この業界が法務行政も含めて危機的な状況にあると感じるに至ったことが本研究を行う動機である。

2. 現行地図制度の問題点とIT国家構想における地図政策の検討

現在、政府は法14条地図の整備を都市再生等経済政策の課題として重点的に整備を進めている。小泉政権下において行われてきた、いわゆる「平成地籍整備事業」は概ね下記の方針が出されており、その動機は都市再生という経済対策の一環である。主に都市部での地図整備を促進することを目的としていることは周知のことであるが、個人的にこの動機となったトピックスやそのことに関する現状認識は、我々専門家の視点と少しずれがあるように感じている。

特に、「公図という100年前の図面が良くないため都市再生が遅れてしまう」という認識は制度の理解として本質をはずしている。本項では、現行の地図政策とその背景を検討し、問題の本質を探ってみたいと思う。

2-1 日本における地籍整備の推移

(1) 地租改正による国土基盤情報の生成

日本における現代地籍の基礎は、明治初期(1873年～1881年)の地租改正事業による成果とするのが一般的な考え方である。この事業は、明治新政府の税制改革であり、事業に際して、各土地の調査(地番、地目、地積、所有者等)が行われた。その手法は、官の主導により土地所有者や地域代表者がその作業を行うというもので、ごく短期間で全国一斉に施行された。この事業成果により、一筆地毎の地番設定がなされ、土地区画が明確となり、近代的な土地所有権が確立したとされている。その後数次の地図再調整事業が行われたが、これら明治期に行われた一連の地租改正事業により作製された地図は、その後の税制改革等により、当初の収税庁から税務署

へ、そして現在の法務局に移管され、いわゆる[公図]となり、登記簿の附属地図として土地の配列、位置関係を示す原点資料としての位置づけを持つこととなる。

(2)不動産登記法第17条地図(現行法では第14条)と地籍調査事業の実施

明治期における地籍基盤整備を機縁として、経済発展を続けてきた日本経済であるが、戦争により大きなダメージを受け、様々な復興政策を余儀なくされた。政府は、疲弊した経済を立て直すためには、国土資源を高度に利用することが必要であるとし、国土調査法を制定(1951年)、全国で地籍調査事業を行い明治期の調査資料に対して、より正確な資料作成を求めることとなった。この事業は、国及び都道府県の予算援助を受けた地方自治体により施行され、図根点測量成果による地図作製や一筆毎の筆界線を確認することなど資料作成行程の高度化が図られている。この制度制定により、いわゆる戦後の地図再整備事業が始まったと考えることができる。

一方、地図を管理する法務局側の政策としては、1960年不動産登記法を改正、同法17条に地図を備える規定を整備し、公図については地図に準ずる図面という位置づけで、法17条地図が整備されるまでの期間における暫定的な資料として扱われることとなった。1962年からは、前述の再整備事業における成果を法17条地図として取り扱うことが規定されている。又、法務局においても法17条地図整備事業に着手、年間1～2km²の範囲での地図再製事業が行われてきた。その他の措置として、日々の経済活動から産まれる不動産に関する更新情報について、対象土地所有者からの申請代理人制度を構築、1960年に土地家屋調査士法・司法書士法を制定、不動産登記手続実務を民間資格者にアウトソーシングした。土地家屋調査士は、不動産の物理的状況を表す登記簿表題部情報について、その変更事項を申請人に代理して行うことを業とする資格者である。その後数次の法整備がなされ、土地の表示、分筆、地積更正・変更等の登記手続には、その更新情報として、一筆地の状況を明確にした[地積測量図]の添付が義務づけられることとなった。

2-2 地籍再整備の現状と問題

(1)地図再整備事業におけるパラドックス

戦後、地籍の高度化を図るために地図再整備を始めて以降、約60年の時間が流れた。その間、法改正により同法14条の規定となった地図について、現時点において国土の約60%が法14条地図として指定されているが残りは未整備のままであるとされている。地籍調査の進捗率は約14%となっており、期待されていた都市部における進捗率は約20%という状況である。

この結果については諸般の原因が考えられるが、一般的に、作業に従事する自治体における①事業に対する認識度が低いこと ②作業体制・人員確保が難しいこと ③予算確保が難しいこと、という問題と所有者の権利意識向上を起因として④境界確認に時間がかかること、などの理由が挙げられている。一般的に、全国土の調査完了には、50～100年の作業機関を要するであろうとの予測がなされているようである。しかし、そういった長期の時間経過は、他の場面において思わぬ作用を及ぼすこととなる。

特に技術面における事象を取り上げると、平成15年までは旧測地系による座標法、平成15年～現在までは世界測地系による座標法により作製されており、同じ不動産登記法14条第1項地図でありながら、事業年度によりそれぞれ異なる測量基準を採用するという事態が生じている。又、確定測量作業における技術的要素についても平板測量による図解法、トータルステーション、衛星測位等、時代における推移があり、それぞれの作業において混在しているが、成果においてそれらの要素の違いを確認することはできない。社会の成長と技術の進化は、このように様々な要素において、時代を超えて成果の品質格差を生むこととなる。全国的には、既に法14条地図となったエリアにおいて[再々調査]を求める声もあるとのことである。そもそも、明治初期に作られたデータについて、技術的、精度的な問題から再整備することとなったにも関わらず、作られた地図は次世代の価値観により、更なる整備を行わなければならない状況を招いている。これから先、どのような社会の進化があるのか一概には言えないが、完成まで100年余を必要とされる事業体系は、

同じ事態を繰り返すこととなり、自ら終わらなき道に迷い込むに等しいのである。

ここでは、地図再整備の大きな問題点として、⑤境界確認作業の難易度が地図の完成度を落とすこと⑥時間の経過により既存の成果が価値を失うこと、の2点を挙げたい。

(2) 地図再整備事業の攻めと守り

前項まで、地籍調査事業の推移と、再整備事業の状況、問題点について言及してきたが、ここでは実社会における現象に視点を向けてみたい。特に注目したい点は、土地利用の高度化を図るため始まった地図再整備について、都市部進捗率20%という状況でありながら、首都圏では世界レベルの都市化が進み、不動産取引の増加、地価の高騰、バブル経済(そして崩壊)などが現実起こっているという事実についてである。

日本の高度成長期を支えた不動産流通は、その取引対象となった物件について、土地所有者から詳細な更新情報を提出するという手法でその価値を安定させてきた。統計では、地積測量図の添付を必要とする登記申請の約97%が資格者代理人であるとされている。このことは不動産の流通や高度利用について、精密な位置情報を持つ地図の存在が絶対条件ではないということを示している。日本の制度は、更新情報の整備を専門家にアウトソーシングすることにより、その時代における最良の方法で生産される地図の更新情報を蓄積することを可能にした。情報更新が必要となった物件について、所有者から依頼を受けた専門家が境界を確認し、最新の技術により地積測量図を作製、登記の代理申請を行うという流れは、いわば[一筆地の地籍調査]と位置づけることができる。既存資料を閉鎖して新しい地図を作製するという[攻め]の地図再整備政策に平行して、既にある地図を基礎として展開する[守り]の地図政策が日々行われてきたと考えることができるのである。

(3) 平成地籍整備事業の推進と制度改革・技術革新

政府都市再生本部は、思うように進まない地籍調査事業について、[各省連携による地籍整備の推進計画]を策定、2004年から3年間で、国内のDID地区(人口密集地)において地籍調査事業にかかる基礎

調査を集中的に完了させ、同時に約100万点の都市再生街区基準点を設置した。いわゆる[平成地籍整備]と呼ばれる、この国家事業により、自治体による地籍調査事業行程が大きく緩和されることとなった。

2005年には不動産登記法を全面改正し、登記オンライン申請の仕組みを確立、同時に地図に関する諸規定も大幅に見直され、特にそれまで国民個々の登記申請に添付させていた[地積測量図]の作製について、土地筆界確認の厳格化(準則72条他)及び測量時における基本三角点等の使用の原則化(規則77条)を規定して、不動産登記法第14条地図の現地更新情報としての位置づけを明確にし、新たに導入された地図情報システムを活用した中長期的な視点での地図政策を打ち出している。2006年の不動産登記法第2次改正においては、一筆地における[筆界]の定義を明確にし、併せて国民の依頼により登記官が筆界を特定する[筆界特定制度]を制定、一筆地の調査を効率的に進めていくための仕組みを構築した。これら制度改正の背景には、コンピュータ社会への対応、高度情報化政策なども考慮されている。大規模エリアの地図再整備、更新情報による地図再整備という二つの側面を融合し、効率的な事業推進を模索するとともに、情報のデジタル化と共有化、又、共有化から産まれる新たな作業モデルの構築などが求められている。

2-3 官民協働体制による持続的地図再整備事業の検討

(1) 問題点総括

これまで検討してきた地図に関する歴史的な事象を改めて考えてみると、現時点で全国様々なエリアにおいて異なる時代、異なる技術、異なる法律、異なる作業で作られた地図が混在しており、全体的な地図整備には何よりもスピードが重要であることを感じている。しかし、現在の情勢から全ての地域を数年で網羅するということが不可能であり、こういった事態をも包括したデータ生産、管理のシステム構築が必要である。下記に現行地図再整備システムの問題点を挙げる。

- ・全国土の地図整備は明治期に[完了]している
- ・一定エリアの再整備(官主導)、もしくは一筆地の再整備(民主導)が行われてきた

- ・現行システムにおいて全域の地図再整備完了まで100年以上の期日を要する
- ・エリア及び一筆毎に品質の違う成果が混在している
- ・時間経過による作業品質のばらつきは避けられない
- ・デジタルデータへの移行が進められている
- ・国家政策により、「基準点整備」「作業規則の高度化」「筆界確認の迅速化」が図られている

以上、大まかな問題点を挙げてみた。これら問題点を考慮した上で、次世代地籍整備について検討していきたい。

(2) 現地更新情報を基盤とした地図情報管理の構築

① 地籍情報の時系列管理

「地図再整備事業」について、全体的な事業の解釈が、「精度的に劣る地図を作り替える」というものであると思われるが、その視点が終わりなき地図作りを産むという矛盾点を指摘した。このことは、古い地図を使えないものと位置づけ、新しい技術の地図に取って代わらせることを目的とする、いわば、「古い地図と新しい地図の対立構造」に問題があると考えられる。そもそもこの対立構造は、「紙」により描画される地図システムの持つ根源的な問題であり、技術的に違う地図として扱う意外に方法がなかったことが要因である。従って、デジタル化の場面でその問題点を解消することを検討してみたい。この点について、既に整備された地図については、「正しい」と位置づけ、「正しさのレベルに違いがある」とすれば、問題は水解する。測量精度、筆界情報、現地情報などの諸要素を構造化し、それぞれの要素についての品質評価を行うことにより、混在する地図群は時代を超えて共存することが可能になるだろう。既存データの利用者はその品質パラメータを確かめながら作業を行えばよく、又、それら品質評価データは再整備の必要な箇所を明確にすることができるので、持続的な品質管理システムともなりうるのである。

② 官民協働による地籍情報の共有

現在、日本における地図再整備事業について、その実績をまとめると、国家事業により作られる地図成果年間約70万筆に対し、民間成果である地積測量

図は約200万筆と推定されている。又、その作業にかかる予算を推定すると、国家事業については、約250億円の事業予算が組まれている。民間成果については、地域性もあり確実な数字ではないが、1件あたり平均25万円の費用と仮定すると、年間約5,000億円の民間投資が地図整備に使われていると位置づけることができる。残念ながら、技術的(アナログ的)、組織的(官官・官民)の両側面の理由からその成果が融合することが実現できていないが、翻って考えれば、その情報の円環が実現すれば、年間実に20倍の成果が見込めることになる。NSDI法、全国的な基準点整備、不動産登記規則第77条による共通基準面で作製された地積測量図など、制度の後押しを受けた最新現地情報の共有化システムを官民協働で構築することにより、新時代の地図再整備事業として大きな成果を残すことが可能となるだろう。

③ 共通参照空間の構築とムービングマップシステム

現在、法務省、国土交通省において管理されている地籍関連情報については、大半がインターネットにより公開され、国民レベルでの共有化が進められている。しかし、現地は日々動いている。現在、そのリアルタイムな情報を共有する仕組みを構築し、その共通参照空間において地積測量図を作製する過程情報の蓄積、共有を実験的に行っている。①で示した現地で行われている各種作業行程、筆界確認情報、既存資料などの解析要素と併せ、②の融合作業を含む全ての作業を共通空間で行うことにより、持続的に発展し続ける地籍情報データベースの構築が実現するのである。

LPMS [Location Points Management System] と名付けられたこのシステムは、点情報をその名称で管理し、それぞれの点を識別子として属性情報を管理する。位置データは階層管理され、[観測地を持たないモード][観測地を持つモード][観測地を複数持つモード]に分かれている。そのことにより、時代間の異なる作業データをコンピュータ内で棲み分けることが可能になる。まず、現存のアナログ地図を階層的に電子化し更新情報により新たな観測値が投入されることを待ち受ける。①により解析された情報より、[動きやすさのパラメータ]を各点に与えておけば、点は常により精度の高い位置へと移動し、

情報の蓄積とともに精度の高い地図が持続的に作られていくことになる。

システムは兵庫県土地家屋調査士会、滋賀県土地家屋調査士会による共同開発の形をとり、互いアイデアと資金を出し、持続的に発展する仕組みを構築している。今後、情報流通に最適な組織体制の議論も重要となってくるものと思われる。

(3)現地作業からの提案—筆界を主題とした電子地図とは何か—

今回の報告については、時間の都合上、とりまとめというより新時代の地籍情報システムについての骨格的な部分と現行制度の問題提起を行ってきた。

その中で、自分なりに理解できたことは、現在の仕組みが本当の意味での電子化になっていないことであり、それは紙データによる地図の価値観から脱却できていないことを意味する。要は人間が目で見理解する必要のないものなのに、それに拘ったシステム構築を行っているところに問題がある。

これまでの[地図]には[紙]に情報を書き入れるという原則から[主題]や[縮尺]が必要であり、その要素に縛られてしまう性質があった、しかし、電子データによる地図の時代では、ベースとなる地図に[主題]データを自由に重ねることができる。そういった技術を利用し、明治初期から100余年のデータを一元的に電子化し、リアルタイムに情報更新できる「環境」こそが、IT時代の電子地図である。そして、それは、単純なインターネット上の図柄ではない。問題はいかに専門情報をコンピュータに理解させるかというところにある。

情報を生産、活用し、又新たな情報を更新するための個人の知識はもとより、それを取り巻く組織、規則などの全てが地図の要素なのである。

その意味で、日本土地家屋調査士会連合会が提案した不動産登記規則第93条にかかる不動産調査報

告書 ver.1は、それぞれのものが、XMLであり、筆界を主題とした電子地図であることが理解できる。土地家屋調査士18,000人の英知を集め、コンピュータに理解させることにより、真の電子地図と世界最高峰の地籍システムが提案できる可能性を秘めた内容であり、筆者の提起した問題点は全て解決できるものであるが、残念ながらそのシステムにたどり着くことはなく方針変換された。

日常業務処理の円滑化を重視することにより、やむなく現行バージョンとなった同報告書であるが、真に電子化社会における高度情報化を図るためには、制度政策的な視点での再検討が必要なのではないかと思う。

電子化時代へ専門職能として、新たな提案をしていくことは資格者の存続という要素も含んでいる大きな問題である。築き上げたものを捨て去り、新たな価値を築き上げるということは非常に難しく、苦しみを伴うものであるがそこを乗り越えてこそその社会価値であると思う。

日本における不動産登記という社会システムは、60数年前に作られた法律が骨格となっている。これまで、その社会システムが体験してきたこと、その成果情報をあらゆる角度から分析し、高度情報化社会における真の電子化を行い、広く社会を良化するシステムに作り替えていくこと、もしくはその助けとなることが職能者である土地家屋調査士の存在意義であり、それができるのは現地で最も情報を生産し、またその情報を利用している我々しかできない作業であると考えます。

個人的には問題提起ばかりで解決に至らない部分にジレンマを感じながらも、やりがいのある楽しい苦しみ(?)であると思っており、これからもできる限り前向きに考えていくことを宣言し、報告のまとめとしたい。

土地家屋調査士ADRの現状と今後 ～「境界問題解決センターふくおか」が目指しているもの～

境界問題解決センターふくおか センター長 福崎正男

平成16年3月8日にオープンした「境界問題解決センターふくおか」(以下「センターふくおか」という。)も既に6年目に突入した。これまで特に大過なく来られたのはセンターに携わるADR委員の献身的な働き、あるいは福岡県土地家屋調査士会の顔としての意識からくる責任感の賜である。そして、その背後にある福岡県土地家屋調査士会会員の存在も忘れてはならない。本稿では、「センターふくおか」の日常業務を全国の皆様にご紹介して、福岡会が目指しているものをお伝えします。

1. 開設に当たって

「センターふくおか」は平成16年3月8日、愛知会、大阪会、東京会に続いて全国で4番目に開設した。開設に当たっては臨時総会を開催し、開設の理由として次の5点をあげ、会員の賛同を得た。

- 第1点 司法制度改革の柱として、裁判外紛争解決手段いわゆるADRを裁判と並ぶ魅力的な紛争解決手段として拡充、活性化を図るよう提言された事。
- 第2点 平成14年に司法書士法、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案が国会で可決された際に、「司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を裁判外紛争解決制度に積極的に活用する事」という付帯決議がなされた事。
- 第3点 裁判のように多大な費用と時間を費やすことなく、簡易、迅速、廉価にそのような紛争を解決する場所を提供し、解決に援助の手を差し伸べる事は、土地家屋調査士会に課された重要な社会貢献である事。であるからセンターは決して利益追求の機関ではない。
- 第4点 国民に紛争解決の場を提供し、紛争解決のお手伝いをする事は、土地家屋調査士制度の社会貢献を通じた高度かつ継続的な広報活動である事。
- 第5点 ADRを持たない資格者団体は、隣接法律専門職種としては認知されないのではないかという懸念。

センターを開設するに当たってADR委員達は、レビン小林久子教授の「紛争解決技法セミナー」を基



ADR研修会でのひとコマ

本として学び、イシュー、ポジション、ニーズ等の初めて聴く言葉に戸惑いながら、調停のスキルを磨いてきた。

「センターふくおか」における調停員の役目は、当事者の話を聴きながら、双方が互いに相手を理解し合い、認め合う心を芽生えさせることである。そのため基本的に「センターふくおか」で行う調停は同席調停である。当事者は相手の存在を充分意識しながら調停員に訴えていく。調停員はそれを受け止め、表現を変えてもう一方に投げ返す。それを繰り返して行っていく内に徐々に当事者の気持ちに変化が表れてくる。自分に勘違いや誤解があったことに気づき、相手方の気持ちや、何故そういう気持ちになったのかを少しずつ理解していく。そうすることによってより良い隣人関係を保つために自分は何をすべきかを考え、当事者自らがその解決策を見い出していくのである。これまでは顔を合わせても話をすることもできなかった当事者が、この調停がきっかけとなり話ができるようになれば大成功で、これで「セン

ターふくおか」の役目は果たしたといっても良い。

誤解を恐れずに言うと調停が合意に至らなかったとしても、互いに会話ができるようになればそれでOKなのである。合意に至った事件の数等は、「センターふくおか」が求めている本質ではない。

2. ADR委員について

設立当初は25名の委員がいたが、現在は19名である。内訳は運営委員4名、相談員6名、調停員6名、補助委員3名。補助委員とは委員の内、入会5年未満の会員及び新たにADR委員として加わった会員で、今後研修を受けて相談員、調停員になろうとする会員のことである。

「センターふくおか」では、この19名の委員が日直当番として月、水、金曜日の10時から16時までの間(お昼の1時間は休憩)交代でセンターに詰め、電話応対と来訪者の応対をしているのである。ほぼ1か月半に1回この日直当番が回ってくる。

相談事件や調停事件があると、この日直当番以外に、相談員・調停員としてセンターに出てくることになる。

基本的にこの19名で電話と来訪者の応対をしている訳であるが、電話や来訪者の相談内容については、こまめに「電話・来訪者対応簿」に記録し、「日報」とともに次の日直当番に引き継いでいる。この連絡事務が徹底されないと大変なことになる。

ADR委員というのはある意味特別な委員である。通常の支部役員あるいは県会役員のように順番で回すという訳にはいかない。相談員、調停員として、相応のスキルを身につけるための研修を受けなければ

ならないし、委員でいる間は継続して研修を受け続けなければならない。当然一般会員以上の研修を受けることになるし、一般会員よりADRについての理解力が必要なのである。そして何よりそのセンターが目指しているものを共有していかなければならない。そのためにADR委員協議会なるものを年に4回催し、委員どうしの意識の統一を図っている。

委員の選任について、設立時においては時間的な制約からか、県会役員の本釣りの手法で委員を選任していたようであるが、現在は福岡県内17支部の支部長に全面的にご協力をいただいている。福岡の場合便宜的に、北部地区(5支部)中央地区(6支部)南部地区(6支部)と大きく3つの地区に分けているが、この地区別に県会役員等の選任基準が定められており、今後は各地区毎に数名のADR委員選出をお願いすることになるのではないかと考えている。ADRについての理解を得るためには地元の支部もしくは地区から委員を選任してもらうことが必要不可欠であり、本釣りの手法で委員を選任していると、ADR委員一人が支部で浮き上がってしまうという残念な結果になりかねない。

3. 日常業務

①「センターふくおか」の紛争解決への流れ

まずは電話もしくは来訪していただき(来訪は予約制)お話しをお聞きして、本センターで取り扱う事案かそうでないかの振り分けをする。本センターで取り扱う事案でない場合は弁護士会や法テラスなど他の機関を紹介することになる。

電話による相談だけでは誤解の元になるので、できる限りセンターに出向いてもらい、日直当番が直接お話しをお伺いする。とはいっても現実的にはこの電話による問い合わせで終わってしまうケースが圧倒的に数が多く、実際の来訪者数の3倍から4倍ある。

相談内容が本センターで取り扱う事案の場合は、相談手数料を添えて相談申出をしていただき、2～3週間後に相談委員会を開催する。

相手方との話し合いによる解決を希望される場合は、調停の申立をしてもらうが、調停委員会の開催については、相手方の応諾が必要になるため、応諾後、2～3週間後の調停委員会の開催となる。



福岡のADR委員達です

調停委員会が開催され、何回かの話し合いで合意に達すれば合意書を作成し、調停成立となる。

これらの流れの中で、日直当番は各々に関連する事務手続きをする訳である。

電話・来訪者の対応はもちろんだが、相談申出の受付と手数料の受領、相談員の選任及び相談委員会の日程調整、調停申出の受付と手数料の受領、調停員の選任と相手方への連絡等々。

そしてこれらを日報に記録して次の当番へ引き継ぐことになる。



調停室兼相談室

②事件数の推移

「センターふくおか」の処理状況
受付・処理した実績件数(平成16年3月8日～平成21年5月31日)

種別 年度	電話・来訪 紹介		相談			調停					
	電話	来訪	受付 面談	受付	解決	調停へ	受付	取下	不調	不成立	成立 (合意)
15年度	128	52	18	4	4	5	0	0	0	0	0
16年度	347	127	26	18	15	19	1	5	7	4	4
17年度	419	130	24	14	8	15	4	5	2	5	5
18年度	300	79	17	12	4	4	2	0	1	1	1
19年度	265	52	5	2	2	2	3	0	1	1	1
20年度	電話	来訪	6	6	1	2	0	0	1	0	0
	257	67									
21年度	41	10	4	3	3	0	0	0	0	0	0
計	1834	486	99	59	34	47	10	10	12	11	11

平成18年度以降、相談、調停の事件数は減少しているが、電話による問い合わせや来訪者の数にそれ程の落ち込みはない。これは境界に関する事件、あるいは問題が必ずしも減少しているのではなく、市民の方々が境界に関する事で、疑問あるいは問題が生じた時に気軽に相談できる窓口の必要性を表しているのではないかと。

「センターふくおか」は、そういった意味で市民の方の相談窓口としての役割を充分担っているというのが現状である。

その背景には、土地家屋調査士の認知度不足と敷居の高さが存在しているのかもしれない。

③相談内容について

紛争以前の段階での相談が結構多い。もちろん紛争になってしまってからでは大変だが、実をいうと

電話による相談の内容をお聞きすると、“それは地元の土地家屋調査士事務所へ行って相談して下さい。”あるいは“地元の土地家屋調査士へ依頼して下さい。”とお答えするケースが非常に多いのである。

例えば“隣地所有者から境界立会のお知らせが届いたが、どのような心がけで立会したらよいか？”“土地を処分しようと思っているが、境界標がない。どうしたらよいか？”

これは良いとか悪いとかいう前に、市民の皆さんが当センターのポスターやパンフレットを見てこのような電話をしてくるということであり、市民の皆さんにとっては何ら不自然なことでは無いのである。

4. これからのADRセンターのあり方

既に全国36の土地家屋調査士会で、境界問題相談センターが開設されている。このことは、土地家屋調査士会として他の資格者団体に誇れる数字ではある。だが、設立しただけでほんとひと安心している所がありはしないか？

要は境界紛争で真に困っている人にとって、気軽に面倒でなく簡単に相談できるセンターであるかどうか。紛争当事者の気持ちを理解し、寄り添って解決への道を共に歩いていくという覚悟がもっとも大切なことである。

器を作って魂宿らずでは、少なからざる費用をかけて作ったセンターが泣くことになる。会員の大切な会費を無駄にしないためにも、センターを開設した後の運営こそ、そのセンターの真価が問われることになる。

とはいえ、何も肩肘張る必要はない。境界問題で困っている隣のおじさん(おばさん)に、どうしましたか？境界問題ですか？解決に向けて一緒に考えていきましょうという、人に寄り添う気持ちさえあればよいのである。

5. 認証について

「センターふくおか」は法務大臣の指定を受けており、ADR 認定調査士の活躍できるセンターであるが、現時点においては認定調査士が代理した事件は極めて少ない。

これは、土地家屋調査士法第3条第2項によるところの「この場合において、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。」の部分に障害になっていることは間違いない。この縛りを解消しない限り、認定調査士の活躍の場が広がることはない。例えば認証を受けたADR機関についてはこの限りではないというようにできないものか。この点の改善に向けた、日調連役員の方々の尽力を期待するものである。

その点も踏まえ「センターふくおか」では、現在ADR法による認証申請に向けて準備中である。但し、認証を受けることによって、あまりに手続きが煩雑になり、ADRの良さである、簡易、迅速、そ

して柔軟さ、これを失ってしまっては元も子もない。主役はあくまでも紛争当事者であることを忘れてはならない。

平成18年から法務局において筆界特定制度が開始されているが、筆界が確認されて、それで紛争が無くなるものだろうか？決してそうは思わない。所有権界をも含んだ所での解決を踏らないと一件落着とはいかないのではないかと。

6. 最後に

センター設立当初のモチベーションをどれだけ維持していけるか？

次のADR委員へどうやって(気持ち、モチベーションを)つないでいくか？センターに係わっていない一般会員との気持ちのギャップをどのようにして埋めていくか？ADR委員を対象にした研修と一般会員をも対象にした研修の両方を行うか？以上、沢山の問題があり、日々悩みながら運営している。その解決策は無いが、それに向けて一歩ずつ進んでいることは間違いないと思っている。

全国の土地家屋調査士の皆様と共に、“境界についての紛争は土地家屋調査士会のADRセンターへ”こう言われるまで調査士会型ADRの普及に努力していこうではありませんか。

第五回 衛星測位と地理空間情報フォーラム

平成21年5月14日14:00-17:00、新経団連会館2F国際会議場において、(財)衛星測位利用推進センター(以下「SPAC」という。)主催の「第五回衛星測位と地理空間情報フォーラム—衛星測位を利用した時空間情報が社会生活とビジネスを変える—」が開催されました。石田財務副大臣による来賓挨拶、野村内閣官房参事官及び寺島日本総研会長による特別講演のほか、SPACの活動報告などが発表され、フォーラムには産学官各界から約250名の参加がありました。

■開会挨拶：桑原洋氏(SPAC 理事長)

国内においては、2008年5月に宇宙基本法が成立し、2009年5月の宇宙基本計画策定に向けた検討が進んでいる。米国ではGPS、欧州ではGalileo計画が進められるなど、国連の宇宙平和利用という構想に従い、衛星測位に関する国際的な取り組みが活発化している。SPACでは、衛星測位を利用したG空間情報や、来年半ばの準天頂衛星第1号機打ち上げに関する事業活動を実施しており、今回は、G空間情報の高度活用に向けて幅広い情報交換を行うという趣旨の下、フォーラムを開催することとなった。

■来賓挨拶「経済危機をチャンスに」：石田真敏氏(衆議院議員財務副大臣)

5月13日に与党を通過した平成21年度補正予算の骨格は「経済危機対策」であり、合計15.4兆円(2%増)の国費を投入することになっている。この根拠となっているのが、財政諮問委員会ペーパーであり、①内需の底割れを防ぐ、②失業率上昇に歯止めをかけ雇用を確保する、③欧米並みの落ち込み(2-3%)に抑え将来につながる投資をするという3点である。また、基本方針として、数年度先(22-23年度)を視野に入れた包括的な対応を掲げていることも特徴的である。

ベルリンの壁崩壊、ロシアの崩壊といった冷戦の崩壊から四半世紀が経ち、これまでの経済財政システムではやっていけなくなってきた。そろそろパラダイムシフトが起こるのではないかと考えている。BRICsにおける中間層の人口は5年間で2.5億人から6.3億人(日本の人口の約5倍)に増加した。生産の拠点だと思っていた中国が消費の場となり、中国から欧米への留学も増え、知的活動を担うようになってきた。一方、国際化、情報化、高齢化が見えてきた中で限界も見えてきた。地球温暖化、資源、食糧問題など、これから30-40年を生きていくため

のパラダイムを理解できたのではないかと思う。

我々が目指すべき社会を明示すべき時が来た。低炭素社会、高度の情報通信、安心できる長寿福祉など、政府戦略プログラムの中の12分野に40兆円を投入する予定である。また、国民が日本の国際競争力の衰退を懸念していることから、未来への挑戦として、持続的成長・国際競争力の向上を目指して、世界最先端研究支援強化プログラム(5年間で30分野に2700億円)、若手研究者海外派遣事業(5年間で1.5~3万人に300億円)を打ち出している。政府・与党会議で認められた成長戦略では、準天頂衛星システム等の開発等にも予算がつけられている。経済危機をチャンスに変えるというつもりで、それぞれの事業に取り組んでほしい。そのことが、日本の持続的な経済成長につながる。

■特別講演「地理空間情報活用推進に向けての政府の取組について」：野村正史氏(内閣官房副長官補室参事官)

地理空間情報の活用推進に係る施策の基本的方向を示した5カ年計画(19年度~)として、昨年4月に「地理空間情報活用推進基本計画」が策定された。その具体的施策リストとして、昨年8月に「地理空間情報の活用推進に関する行動計画(愛称：G空間行動プラン)」が策定された。G空間行動プランは151施策から成っており、詳細については地理空間情報活用推進会議のホームページ(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/sokuitiri/index.html>)にも公開されている。「地理空間情報」とは、様々な事物や事象を共通の四次元座標(x,y,z,t)により相互に関連付けることで、地理情報を重ねてサービスに活かすという新しい政策概念であるが、今後、「G空間行動プラン」という言葉で徹底的に位置づけていきたい。

G空間行動プランの成果を出すために取り組みをはじめたのが「地理空間情報産学官連携協議会」の設立であり、フォーラムのようなものである。行政

は基本的に縦割り構造であり、予算の配分も縦割りなので、横のつながりを作ることは難しいが、地理空間情報のような横断的政策課題は隙間を埋めることが大事である。そこで、「共通的な基盤技術に関する研究開発WG」をつくり、現在、プライオリティの明確化、研究開発マップの作成をしているところである。また、個別テーマで具体的な成果を早く出せるようなWGとして、「防災分野における地理空間情報の利活用促進のための基盤技術に係るWG」も立ち上げた(現在、約100名が参加)。災害の多い日本においては、「災害リスクの見える化(被害低減のために防災に役立つ情報)」が必要であるが、災害リスク情報については、フォーマットがまちまちなので統合的な利用が困難であるというのが現状であり、今後は規格や運用ルール構築が必要となる。なお、WGの開催案内については、SPACのホームページに掲載されている。

その他の施策の進捗状況として、準天頂衛星システム計画については、打ち上げに向けて予算取りができ、国土院による基盤地図情報については、電子的整備とインターネットによる公開が進んでいる。また、「地理空間情報」や「G空間」という名称・概念のプロモーション活動として、来年、地理空間情報EXPOを開催する予定であり、準備委員会を設立中である。

■特別講演「宇宙開発と日本創造—衛星測位のもつ意味—」：寺島実郎氏((財)日本総合研究所会長)

宇宙開発と海洋に関しては、宇宙基本法に基づき設置された宇宙開発戦略本部、および、海洋基本法に基づき設置された総合海洋政策本部を中心に、超党派で議論がなされている。なぜ衛星測位なのか、なぜ準天頂なのか、何のための利活用なのか？キーワードは「相関」である。

日本はエネルギー、資源、食糧を海外に依存しなければ生きていけないという固定観念がある。確かに、日本の国土は狭く、その面積は世界第61位である。しかし、海洋についてみれば、排他的経済水域まで含めると、その面積は世界第6位であり、世界に冠たる海洋王国である。海底に眠る資源については、有効な海底熱水鉱床だけでも11箇所あり、

そのまわりにコバルト、マンガン、銅、金、銀などの金属や希少金属、そしてエネルギーが豊富に存在することを、海洋工学者も明らかにしている。それにもかかわらず、海底資源の実用段階にあるブラジルと比べ、日本にサハリン2の最初のプロダクトが到着したのは先月である。現在でもエネルギー価格の乱高下に振り回されているが、今後、世界人口の増加やBRICsの台頭につれて資源争奪は激化することが予想され、外部依存の高さにますます立ち向かわねばならない。したがって、海底資源の探査技術の高度化が必須になってくる。

欧州はアメリカの衛星に頼りすぎるのは危険であるとして、Galileoプロジェクトを開始し、自前で衛星を打ち上げた。中国も自前で衛星を打ち上げる方向である。日本は、アメリカの衛星を借りてGPSを活用する、Galileoに入れてもらう、自前で打ち上げるといった選択肢がある。しかし、仮に、アメリカの衛星に依存することがよしとしても、精度に欠けるという問題がある。カーナビの誘導システムは高度化しているが、目的地周辺に近づいたところから誤差が起こるといのは、精度に欠けている証拠である。今後、資源探査、災害に対するリアルタイム対応のためには、精度を上げる必要があり、それには準天頂がどうしても必要となる。専門家によると、7基打ち上げれば、アメリカの衛星に頼らず精度の高い位置測定情報が得られるとのことであるが、まずは、ある程度の精度を保つために3基は打ち上げたい。来年第1号を打ち上げる予定である。国家の総合戦略の中で、海洋と宇宙を相関させながら、そのシナジーを活かすことが重要である。

オバマ政権のグリーン・ニューディールは、アメリカの過度に化石燃料に依存している構造を変え、再生可能な自然エネルギーの比重を高めていこうとする戦略であり、2025年までにはエネルギーの3分の1を自然エネルギーにすることを目指している。エネルギーの専門家ほど、「再生可能エネルギーは小型分散型なので量的に限界があり、原子力のような大規模集中型の方がCO₂の発生も低い」といい、グリーン・ニューディールに冷ややかである。しかし、EV(電気自動車)、RE(再生可能エネルギー)、ITの相関が、我々の文明の構造を変えるかもしれない。1859年にペンシルベニアで油田が発見され、

その後、自動車の開発、つまり、石油と自動車の相関で、アメリカの20世紀文明が発達したと言っても過言ではない。その自動車業界が現在低迷しており、自動車が電気で動く時代がまもなく来る。このとき、小型分散発電は有効なのかもしれない。さらに、IT技術によるスマートグリッド(次世代双方向送電網)が実現すれば、新しい自動車社会ができる。準天頂衛星や衛星測位は、これから世界をつくっていくさまざまなパラダイムのなかで大変重要なものである。

■第2回「あっ!!と驚く位置利用サービスアイデア大募集—衛星測位による地理空間情報の活用推進—」の表彰式

SPACが3月まで募集を行っていた「あっ!!と驚く位置利用サービスアイデア大募集—衛星測位による地理空間情報の活用推進—」の表彰式が行われた。応募総数は177件、審査委員長は慶應義塾大学経済学部武山政直教授であり、受賞者(最優秀賞1組と優秀賞6組)にはSPACの桑原洋理事長から表彰状および賞金が贈られた。

■講演「準天頂衛星プロジェクトと海外のとりまく状況」：寺田弘慈氏(JAXA 準天頂衛星プロジェクトマネージャ)

JAXAが広報用に作成したCGを用いて準天頂衛星システムの概要を説明する。第1段階では、1基の衛星により、技術実証・利用実証を行い、第2段階では、3基の衛星を軌道面の異なる傾斜軌道に配置し、日本上空でいつでも最低1基の準天頂衛星が高い仰角で観測可能なようにする。来年の夏の深夜には種子島からH-IIロケットにより準天頂測位衛星発号機を打ち上げる予定であり、今年の夏から衛星システムの試験を開始する。

各国の測位衛星システムの状況を見てみると、米国ではGPS(2009年5月現在で31基)、ロシアではGLONASS(2009年5月現在で19基、2010年までに24基への再配備を予定)が運用中である。また、欧州では、Galileo計画が実験中であり、2008年4月に2基目の実験機を打ち上げ、2013年までには運用を開始する予定である。中国では、北斗ナビゲーションシステムが一部試験運用中であり、現在

6基の打ち上げに成功しているが、2010年までに更に10基程度を打ち上げ、アジア太平洋地域をカバーする予定である。インドではIRNSS計画が開発中であり、2009年に1基、2010年に3基の衛星を打ち上げ、全体システムを2011年に整備する予定である。

国連宇宙空間平和利用委員会(UN-COPUOS)の下に2006年に設置されたICG(グローバル衛星航法システムに関する委員会)では、各国のシステム間で有害な干渉が起きないように共存性を確保し、複数システムからの信号を同一受信機で測位演算に利用できるように相互運用性を向上させることを目指して、衛星測位サービスのプロバイダである6か国(米・欧・露・中・印・日)が議論を続けている。実際、欧州のGalileoと米国のGPSは相互運用に向けて合意に至っている。準天頂衛星は、現在GPSのみに対応しているという状況であるが、各国の制度には相互運用性が大事である。

■SPAC活動報告

①報告1「SPAC活動状況と今後の計画」：中島務氏(専務理事)

経済産業省の区分によれば、宇宙開発産業は、①宇宙機器産業、②宇宙利用サービス産業、③宇宙関連民生機器産業の3つに分かれている。SPACでは、①については、運用主体の決定に係る検討、種々の施策提案・検討取り纏め、将来ビジョンの策定の支援という軸で、②については、既存法令の改正等利用環境整備への貢献、関連システムの整備・運用提案、公共サービスも含めた利用体制整備への貢献という軸で、③については、宇宙利用産業振興法等の成長環境整備への貢献、成長と雇用促進における協力、先端技術開発拠点整備および継続研究への貢献という軸で活動している。そのほか、宇宙外交という観点から、ODA等外交への貢献、GNSS間協力および通商協議等への貢献、日本の宇宙技術の普及に向けた協調という軸で活動している。

②報告2「補強事業推進委員会(利用実証計画)活動状況と今後の計画」：峰正弥氏(補強事業推進委員会副委員長)

SPACでは、来年の準天頂衛星1号機打ち上げに合わせて利用実証計画を進めている。実証テーマは、

防災、見守り安心、基盤地図、IT自動走行、サービスイノベーション、位置情報利用システム、交通・ITS、緊急報知の8分野である。今後は、利用実証のテーマのブラッシュアップを図るとともに内容の露出を図り、広く国民の注目を集める活動を推進していきたい。

③報告3「GNSSの最新動向と将来計画」：海老沼拓史氏(GNSS専門委員会主査)

衛星測位サービスには、GNSS (Global Navigation Satellite System：地球規模の衛星測位システム)、RNSS (Regional Navigation Satellite System：地域規模の衛星測位システム)、SBAS (Satellite Based Augmentation System：静止衛星型衛星航法補強システム)があり、日本のQZSS (準天頂衛星システム)はRNSSに含まれる。GNSSには、米国のGPS、ロシアのGLONASS、欧州のGalileo、中国のCompassがあるが、現在、GPSおよびGLONASSは新しい測位信号を追加するなどして近代化を図っているところであり、GalileoおよびCompassは衛星の運用に向けて前進しているところである。また、GLONASSは

GPSと互換性のない変調方式を採用しており、これまでGPSほど民間に普及しなかったが、ITRFと整合性の高い測地系に移行するなどして、他のGNSSとの相互運用性を高めようとしている。GNSSは、相互運用性を高めるために、Compatibility (GNSSがお互いに干渉せずに利用できる状態)、Interoperability (ユーザーがより良いサービスを提供するGNSSをどれか1つ選択可能な状態)、Interchangeability (複数のGNSSサービスを広く利用することで測位精度を低減させることなく利便性を最大限に向上できる状態)を確保することが望ましい。SPACでは、今後、GNSSの開発や整備計画に関する調査活動、アジア・オセアニアでの準天頂衛星利用の動向調査、チップメーカーや受信機メーカーの動向調査を行う予定である。

■閉会挨拶：谷口一郎氏((社)日本経団連宇宙開発利用推進委員会委員長)

(取材：広報員 剣持智美)

広報最前線

山形

…必要な人に十分な情報を…

一連托生 法務局とご一緒に

山形会では、毎年秋に法務局、司法書士会とともに、本局と各支局において、登記業務の広報活動として、講演会・相談会等を年一回開催していましたが、諸般の事情により、一昨年からは県庁所在地の山形市で「法務なんでも相談室」と称して、相談会だけに特化して開催するようになりました。

昨年は、山形地方法務局庁舎において日曜日に行いました。相談者は、60人ほどが訪れ、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士が担当して相談に当たりました。



山形法務局にて相談室開催



相談者

広報媒介は、新聞折込広告、ラジオ(山形弁)です。添付の広告は、地元の新報に掲載したものです。

土地家屋調査士が担当した案件は少なかったのですが、法務局の庁舎を使用したこと、日曜日にしたこと、この相談室を毎年開催していることなどで全体的に大盛況だったこともあり、法務局と我々の仕事の関係を県民に少なからず広報できたかなと思っています。ある法務局の方は、「こんなにハヤルなら各支局でもやりたいくらいだ。」と言っていましたので、今年もまた企画しました。

長靴を履いた、法律屋さん

今年は、限られた少ない広報部の予算の中で、県民に「土地家屋調査士」を認知してもらうのは至難の業ですが、ひとつには、日々の現場での作業で各会員が「立会

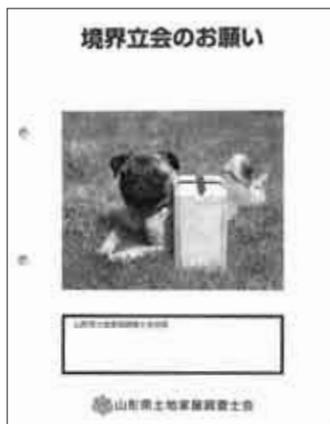
いをお願い」等を配布してもらうことで、我々の仕事の内容を知ってもらいたいと考えています。

我々は現場で、サブロ、ボウ、ケンナワ(スコップ、ポール、テープのこと。これを山形では超三種(チョウサシ)の神器という。)を駆使しながら、泥まみれ汗まみれになりながら、平易な言葉を選びながら延々と説明(説得?)しているはず。居丈高になって、拙速に「筆界」、「所有権」などという用語を出しようものなら「お前はナニサマだ。裁判官か。」と言われる始末です。(先日また言われました。丁寧と言ったつもりなのに…)

県民万民に対して我々の仕事の中身を知らしめる啓蒙は大変な作業ですが、現場での作業を通じてならこのパンフレットを糧にして、「チョウサシの仕事は『法律の実務屋さん』だネ」と認めてもらえるかなと勝手に考えています。(連合会の立会い案内の内容を、立会いが不調になった場合、立会いに来なかった場合等もう少し踏み込んだ内容にしてもらえたらありがたい。)

大学教授にはおよびもせぬがせめてさせたやムラの賢者やさん

山形県酒田の言い伝えに「本問様にはおよびもせぬがせめてなりたや殿様に」というのがあります。去年、2008広報担当者会場で、



境界立会のお願い

関西を中心に大学で寄附講座を開設して、若い学生に講義する話を報告されていました。その講義が、調査士の啓蒙になっているとのことでしたが、山形ではまだまだ高尚な講義ができるまでの人材は数少ない。けれども、各地域の公民館において、ムラの歴史、古文書の解説云々は、さかんに行われている。大学は近辺に多数あり、学生は中高年、老人の方々が圧倒的に多いが、情熱があり知識を求めている人たちがいることは確かであるので、私たちが、この中に

入って、講義をできる先生にならないか。幕藩から明治に移行した時代に、土地に対して占有・使用权から所有権に移ったこと、土地の境界が発生したことなどは、ワクワクするような講義ではないでしょうかねえ。

このような話題を文書だけを読み上げるだけでなく、我々が得意とする古絵図、字切図を現代の地図と重ね合わせて(GISなんかトッぽいなあ)、また、電腦機器(パワーポイントなんかカッコいいなあ)を駆使して…。

学生に講義することは、大いに広報に通じることであり、広報部はその「教授」育成の手助けをすることだと、これまた勝手に考えています。調査士の〇〇さんは、現場で穴掘りばかりしていると、思っていたけど、法律も歴史にも精通しているし、なにより人間味がある。尊敬するに値する人だ、すばらしい職業だ、見直した、と言わしめたいものです。みなさん社会貢献にてもご活躍のほどを。

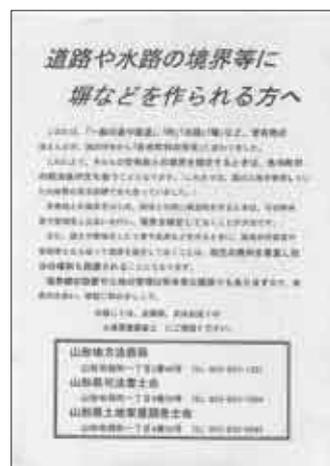
山形県土地家屋調査士会
広報部長 板坂芳秋



会報年4回発行



市福祉協議会だより



境界確認の案内



新聞での広告



新聞掲載

フォルダ管理と成果品(登記完了証)

中部ブロック協議会オンライン登記申請促進組織リーダー 古川竜生



オンライン申請を行う上で、最初に以外に戸惑うことの一つとして、申請データの管理方法と依頼者に納品する成果品(登記完了証)があります。

この二つの件に関して、私が行っている方法を紹介します。

0. コンピュータ環境

私は、オンライン申請に使うパソコンは専用のノートパソコンを用意しています。これは、かなり改善されたとはいえ、まだJavaの関係で相性の悪いプログラム等が存在しているため、できる限り不安要素を排除したいからです。

1. 申請データの管理(フォルダ管理)

申請が完了するまでは、申請データを申請用のノートパソコンで管理しています。その方法は、

```
C:\On_line
├── 乙号申請
│   ├── 201226-01
│   ├── 210507-01
│   ├── 210507-02
│   └── 210527-01
└── 甲号申請
    ├── H21-0003 ── 表題
    └── H21-0005 ── 建物 ── 表題
                       └── 土地 ── 地目変更
```

のように、ルートディレクトリ(C:\)に専用フォルダ(On_line)を設け、その下に乙号・甲号申請の別、乙号の下は申請年月日、甲号の下は受託番号です。

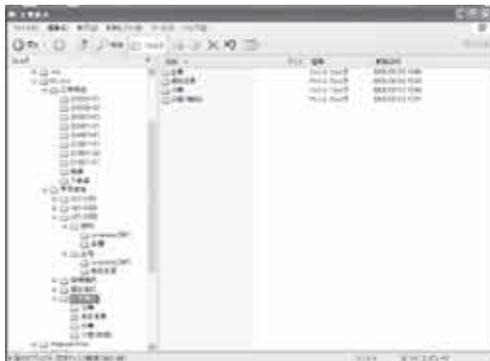


写真1 実際のフォルダ管理画面

また、申請完了後は申請済のフォルダをネットワークハードディスクにフォルダごと移動し、受託

番号ごとにまとめています。このように行う理由は、事務所のネットワークハードディスクにレイドディスクを採用しているためですが、ネットワークハードディスクに直接申請書フォルダを作成するとフォルダの階層が深くなりすぎて、登記申請書作成の時のフォルダ選択が面倒になること、同一フォルダの下に多数のフォルダが並びフォルダの選択が面倒になるためです。

2. 標準様式の作成

申請書を作成するとき、全てを入力するのは面倒です。ほとんどの場合、申請人や不動産の表示の部分以外は共通事項ですから、以前使用した申請書を登記申請書作成ソフトの“再利用”機能を利用している方も多いと思います。しかし、この“再利用”を使用すると前回使用したフォルダ内の全てのファイルをコピーしてしまいます(写真2)。そのため、「到達確認表」や「電子確認書」を保存するためにはあらかじめ不要なファイルを削除しておく必要があります。この削除が意外に面倒なため、私は、①それぞれの申請に対応した標準様式を作成、②それをフォルダごとコピー、③フォルダ名を変更、④それを“更新”するやり方で申請書を作成しています。



写真2 再利用を利用した場合のフォルダ内のファイル



写真3 新規作成した場合のフォルダ内のファイル

3. 成果品

オンライン申請にて受領する「登記完了証」には登記官の朱印がありません。そこで、申請代理人としての認証文を印刷しますが、その時、インクジェットプリンターのドライバにはたいてい標準でついている“背景印刷機能”を利用し、調査士マークを透かしのように見える濃度で印刷しています(写真4)。依頼者に納品する時は、申請書の控え並びに図面、



写真4 登記完了証(調査士マークは見易くするため実際より濃く印刷しています)

93条調査報告書、登記完了証、そして登記完了証が送られてくるときに一緒に送られてくる電子署名ファイルを法務省オンライン申請システムで検証し、その結果を印刷したもの(写真5)と一緒に綴じます。これだけの資料を一緒に綴り込むとかなり立派な成果品となります。



写真5 署名ファイルの検証結果

4. 情報提供後の登記識別情報

合筆登記では、登記識別情報をオンラインで提供する必要がありますが、目隠しシールを剥がし識別情報を提供した後の登記識別情報をどのように扱うかは迷うところです。私は、合筆することで、合筆前の識別情報が不要になる場合には依頼者に説明して、失効の申出をしています。しかし、全てが失効できる訳ではありません。その時は、市販の目隠しシールを張り、シールを割印し(写真6)、さらに「登記識別情報提供様式」を印刷し(写真7)、認証文を付し押印したものを一緒に綴り込んで「登記識別情報」と「登記識別情報提供様式」を割印しています。こうすることで、いつ何の目的で誰が識別情報を提供したかを明確にすることができます。

5. おわりに

オンライン申請は、まだ発展途上で来年早々にもシステムの改善が計画されているようです。その時、今回レポートした方法が引き続き使えるかは判りませんが、近い将来、全面的にオンライン申請に移行する流れを止めることはできないと思います。システムの改善がなされる度に振り回されることになるかもしれませんが、それはそれ、“どうしたらお客様に満足していただける成果品が作れるか”を考えてご自身で試行錯誤してみてください。“コンピュータはどうも…”とアレルギーをお持ちの方もいらっしゃると思いますが、結局は慣れの問題だと思います。オンライン申請も、使ってみると便利なこともたくさんあり、慣れてしまえば紙申請に戻りたいとは思わなくなると思います。



写真6 情報提供した登記識別情報
(目隠しシールに割印している)



写真7 登記識別情報提供様式を印刷したもの(認証文を付し、目隠しシールの割印と同じ印を押し、さらに使用した識別情報と割印している)

[不動産用] 登記事項/地図・図面証明書送付請求書

請求人	土地家屋調査士 古川竜生 (私書箱 11号)
-----	------------------------

請求物件

1	土地	所在	一宮市			通数	1	
		地番/家屋番号	0					
	請求する証明書	登記事項証明書	請求の対象	全部事項				
	閉鎖年月日	-						
	共同担保目録	除く	信託目録	除く				
管轄登記所	名古屋法務局一宮支局 (1801)							

送付情報

郵送種別	普通	速達区分	(指定なし)
送付を受けたい場所 <送付先>	(宛 先)	491-0042 一宮市松降一丁目8番4号 土地家屋調査士 古川竜生 (私書箱 11号) 様	

提出先 名古屋法務局一宮支局御中
登記所コード (1801)

乙号不動産標準様式

登記申請書

登記の目的 建物表題登記
 添付情報 建物図面情報 各階平面図情報 所有権証明情報
 住所証明情報 調査報告情報 代理権限証書(書面送付)

平成20年11月7日申請
 名古屋法務局一宮支局 (登記所コード:1801)

申請人 一宮市 古川
 代理人 愛知県一宮市松降一丁目8番4号
 土地家屋調査士 古川竜生
 その他事項 連絡先の電話番号 0586-26-2255

申請物件 (No. 1)
 一般建物 一宮市 0

建物の表示				
所在	一宮市0番地			
家屋番号	0番			
建物図面及び 各階平面図符号	①種類	②構造	③床面積(平方m)	原因及びその日付
	居宅	木造かわらぶき2階建	1階 0.0 2階 0.0	平成20年0月0日新築

甲号建物表題標準様式

CSIS 寄附研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」

第6回公開シンポジウム

「脱ガラパゴス！～持続安定的な空間情報社会構築に向けた海外のNSDI動向」

- 日時 平成21年6月8日(月) 13:30～18:40
場所 東京大学駒場第Ⅱキャンパス(生産技術研究所内) An棟2階コンベンションホール
講演
- ①「各国のNSDI政策におけるトレンドの比較分析」
CSIS 特任研究員 李ヨンジュ
 - ②「イギリスにおけるSDIの構築」
英国 地理情報協会会長 クリス・ホルクロフト
 - ③「韓国におけるSDIの現状と展望」
韓国 国土研究院地理空間情報研究センター長 サコン・ホサン
 - ④「オーストラリアの空間情報産業の動向とNSDI」
豪州 空間情報協同研究センター副CEO グレーム・ケーニツヒ
 - ⑤「中国のNSDI政策の動向」
中国 上海華東師範大学教授 李民河
 - ⑥「日本におけるNSDI政策の動向」
日本 国土交通省国土計画局参事官 大野淳
 - ⑦「NSDI：北米の事例」
ISO/TC211 アウトリーチ諮問グループ共同議長 トム・ヘンリー

東京大学空間情報科学研究センター(以下「CSIS」という。)では、平成20年4月に寄附研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」を設立し、これまでに5回の公開シンポジウムを開催しています(第5回の様子については会報平成21年4月号に掲載)。今回は、平成21年6月8日に開催された第6回公開シンポジウム「脱ガラパゴス！～持続安定的な空間情報社会構築に向けた海外のNSDI動向」についてお伝えします。本シンポジウムでは、「地理空間情報を高度に活用できる社会の実現のために不可欠であり、地理空間情報活用推進基本法の成立を受けて益々注目されるNSDI(国土空間データ基盤)」について、イギリス、韓国、オーストラリア、中国、日本、アメリカのNSDI動向や事例が紹介されました。

講演①「各国のNSDI政策におけるトレンドの比較分析」

CSIS 特任研究員
李ヨンジュ氏

地理空間情報は、社会経済、防災、福祉、資源管理など、さまざまな分野における意思決定に有用であるが、そのためには情報を縦横に統合する必要がある。

り、共通の言語・共通の参照系・共通の枠組み・空間情報基盤、すなわち、NSDIが必要である。では、NSDIとは何か?—基本情報や主題図をまとめたものであるという点からも、NSDIの定義には情報の加工や統合が含まれると考えられる。

NSDIの歴史について見てみると、80年代から米国が先駆的に開発、95年から日本と韓国が独自に開発、2001年から中国も独自に開発している。開発の背景、開発主導者(官/民)、内容や用途については各国で差があるが、データベースの構築、標準化、インターネットによるワンストップサービスなど、共通要因も見られる。

NSDIのトレンドについて見てみると、第1世代(1990-2000)では、経済発展の促進、プロダクトベース、中央政府中心という特徴があり、第2世代(2000-2006)では、インターネットの普及、コスト改善、プロセスベース、広範囲な主体でのデータ共有という特徴がある。次世代は、電子政府、ガバナンス、コミュニティレベルの意思決定などがキーワードになるだろう。地理空間情報は、今後、ユーザーのことを認識できるダイナミックなものに変わる。いつでもだれでもタイムリーに簡単にインテリ

ジェントな情報活用ができる地理空間情報社会をつくるべきである。

講演②「イギリスにおけるSDIの構築」

英国 地理情報協会会長
クリス・ホルクロフト氏

EUのNSDIともいえるINSPIREは、欧州委員会の指令であるため、加盟国に影響を与える。つまり、手段は各国自由であるが、INSPIREの目的を達成するために2010年までに国内法に反映させなければならない。INSPIREは、国境を越えた天災・人為的災害などの増加に伴い、空間情報を実効性高く利用し、各国で共有するためには標準が必要であるという考えから創設された。座標系、グリッド、地理名、行政単位、住所、筆、輸送網、水路、保護区域など、34の空間データテーマが掲げられており、2019年までに段階的に実施することとされている。指令にはメタデータ、データ共用、データ規格、ネットワークサービス、モニタリングおよび報告に関する5つの実施規則があり、現在、専門家がとりまとめ中である。INSPIREは欧州汎用モデルであり、欧州の政治、特に、環境へのインパクトが大きいということが、やっと政治家にも認められるようになってきた。

英国は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドから構成されており、各地域で政府組織が異なるためわかりにくい。地域によってNSDIや登記制度を取り扱う組織も異なる。そこで、まず、英国法をINSPIREに適合させ、さらに、権限委譲されている各地域がそれぞれの法律を英国法に適合させていかなければならない。英国のNSDIにとって最大の障害は政治家の理解を得ることだった。2005年に、地理情報協会、自治体、国防省、地図局、土地登記局などから成るGI（地理情報）パネルが英国政府の主導で設立され、英国の地理情報戦略（ロケーション戦略）を担当することになったことで、SDIが英国政府のプロジェクトとなり予算もついた（2009年開始、2014年終了予定）。GIパネルの主導機関となったのは、英国のすべての環境関連当局の主導部であり、地図局・土地登記局に中立であり、影響力のある大きな組織として国内を管轄しているDefra（英国環境食糧農林省）であり、英国

のSDIは、海洋・土地・空域などすべての情報を網羅することになる。なお、北アイルランドは、英国連合よりもはやくSDIの重要性を認識し、1983年からGIに取り組んでおり、報告書も発行している。英国のNSDIの今後の課題は、政治的・省庁間の協力・人材交流、資金の確保、市民にとって意味のあるSDIにすることである。

講演③「韓国におけるSDIの現状と展望」

韓国 国土研究院地理空間情報研究センター長
サコン・ホサン氏

韓国では、1994年のガス爆発、1995年の地下鉄ガス爆発を契機にGISの導入が加速した。KGIS（韓国GIS）の第1期（1995-2000）はデジタル化、第2期（2001-2005）はアプリケーション、第3期（2006-2010）は統合に重点を置いており、第4期（2011-2015）はユビキタス社会になることが予測される。

韓国では、ハードウェアの構築によりオンライン社会をめざすCyber-Korea→情報化に力を入れインターネット社会をめざすe-Korea→サービスの促進を充実させユビキタス社会をめざすu-Korea→価値創造を通じて知識社会をめざすk-Koreaというパラダイムシフトが起こっている。これに伴い、地理空間情報技術・産業も変化しているが、既存の政策の延長線上にありながら、グローバル化により求められる変化に対応できる新しいKGISが必要である。

KGISの戦略は、統合（国家空間データに関する組織・機能・法律・基盤の統合）、相互運用性（世界標準、GIS運用システム・データ生産システム・データ利用の改善）、知能（土地情報の取得、サイバーランド・室内位置決定システム・統一特性識別子の構築）、産業（空間データ市場の拡大、新しい産業の創出、空間情報産業の強化）の4本柱である。

講演④「オーストラリアの空間情報産業の動向とNSDI」

豪州 空間情報協同研究センター副CEO
グレアム・ケーニツヒ氏

オーストラリアでは、北部の洪水や南部の早魃の深刻化、緊急事態の多発、都市化の拡大、耕作地の減少が課題となっており、SDIを活用して対応したいと考えている。現在、連邦レベルでは、地理

空間情報関連のトップ組織であるANZLIC（オーストラリア・ニュージーランド土地情報協議会）によりSDI実用の円滑化が進んでおり、州レベルでは、State Spatial Agenciesにより主要な空間データセットの収集・管理・配信が進んでいる。いずれのデータも品質は十分であり商業的にも利用可能なレベルである。

ASDI（オーストラリアSDI）については、オーストラリア空間データディレクトリ (<http://asdd.ga.gov.au/asdd/tech/zap/basic.html>) において公開されているが、サプライサイド的な情報提供なので専門家でないとい扱いにくい。そこで、新しい仕組みとして、ASM（オーストラリア空間マーケット）、NPPF（国土詳細位置決定枠組み）、NEDF（国土デジタル標高モデル枠組み）を開発している。ASMの基本概念は、SDIを多くの人に提供したい、簡単にアクセス・公表できるもの、信頼できるもの、オーストラリア全土でサービス提供できるものにしたということである。ASMは多くの政府や企業が支援しており、将来的にはAmazonのようなサプライシステムをASMに適用するのもよいかもかもしれない。NPPFについては、精密測量をはじめたばかりであるが、2010年には2000地点に測地基地局を設置し完成させたい。NEDFについては、温暖化による海面上昇の可能性を考えて海岸付近における建物建設の可否を判断することができるように（海拔が2m上昇したときに水没する街をモニタリングしてみたりしている。）、標高ネットワークを改善したい。

講演⑤「中国のNSDI政策の動向」

中国 上海華東師範大学教授
李民河氏

中国では、国民経済の発展に向けて、地理空間情報分野においても開発の努力をしている。90年代に検討がはじまったCNSDI（中国NSDI）は、2007年からの第11次5カ年計画で本格的に始動する予定であり、デジタルチャイナを促進するための基盤となっている。

国家レベルでは、1994年以来、基本地理データを蓄積しているが、地域レベルでも、663都市のうち大部分において、基本地理データベースを構築しはじめた。また、宇宙産業技術にかなりの投資をし

ており、12モデルの打ち上げロケット、80基の地球観測衛星（うち8基が軌道上にある。）、自前の測位衛星コンパスシリーズ（2000年、2003年に打ち上げ、2009年にも打ち上げ予定）、有人宇宙船（2003年、2005年、2008年に打ち上げ）がある。

CNSDIについては、第10次5カ年計画における弱点を踏まえ、第11次5カ年計画の目的としては、国際的な標準に合わせることを、規制を設け安全なデータ管理をめざすことなどが掲げられている。新計画の主要なプロジェクトは、電子政府のための地理空間データベースの構築、データサポートシステムの構築、防災のためのGISの構築、測位システムの向上、リモートセンシングの向上、3Sネットワーク統合アプリケーションの産業化である。

講演⑥「日本におけるNSDI政策の動向」

日本 国土交通省国土計画局参事官
大野淳氏

コンピュータ技術などは各国共通だが、日本は、①カーナビゲーションの先進性、②95年の阪神大震災におけるGISの役割、③携帯電話における高度なサービスの展開に特徴がある。しかし、GISの有用性が一定程度示される一方で、電子化は一部でしか進んでおらず、省庁間の連携も難しかった。近年、地図の標準化の重要性を認識し始め、2007年に地理空間情報活用推進基本法が成立した。これにより、世界測地系に移行し、GISの利活用が促進されることが期待されている。

地理空間情報活用推進基本法では、定義、目的、基本理念が定められており、基本理念には、地理空間情報の整備と衛星測位を総合的にNSDIへ組み込むことなどが含まれている。また、国の責務は、総合的な施策の推進（基本計画の作成）、基盤地図の整備、地理空間情報の円滑な流通であり、地方公共団体は、それぞれの事情に応じて、基盤地図情報の整備・作成・利用、電子化による提供を進めていくこととされている。

地理空間情報活用推進基本計画は、昨年4月に策定されたが、GISと衛星測位を結びつけたところがポイントになっている。誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を入手し利用できることをめざしており、地理空間情報社会のめざす方向として、①国

土の利用整備(国土計画・都市計画・環境計画・河川管理・離島の管理・防災等における地理空間情報の利用)、②行政の効率化(効率的な地図作成、コストダウン)、③国民生活の安全と利便性(ワンストップサービス、高齢者のための移動サービス)、④新しいサービスの展開(携帯電話を使った、あるいは衛星測位を結びつけた新たなサービス)を掲げている。

日本の課題は、①電子化された地図を提供するためのルールづくり(個人情報、知的財産、安全な情報管理)②共通の基盤地図情報の整備・提供、③衛星測位の安定的な利用(GPSの提供者である米国との関係、利用の技術基盤)、④産学官の連携である。④については、現在、連携推進協議会において、現状把握WG、防災WGなどが研究を進めている。また、知識の普及、人材の育成、地理空間情報についての標準化も重要な課題である。

講演⑦「NSDIs：北米の事例」

ISO/TC211アウトリーチ諮問グループ共同議長
トム・ヘンリー氏

米国のNSDIの開発においては、連邦政府のほか、民間企業や大学が重要な役割を果たしている。現在は、USGS(米国地質調査)の国土地理空間プログラムのもとで、FDGC(連邦地理委員会)をはじめとする数多くの機関が、全国地図基本データの整備

や地理空間ワンストップサービス(GOS)の開発に取り組んでいる。一方、隣国カナダでは、米国の開発に依存する部分も多いが、先住民にも配慮したモデルを進化させている。また、産業界では、Googleなどが地理情報の画期的な利用に成功している。

NSDIを開発することは難しいが、標準というのは民主的な手段である。INSPIREがすごいのは、ある程度の標準をつくれれば、旧ソ連や東欧南欧が比較的早く西欧に追いつくことができるという考えが背景にあることである。SDIは国益だけを考えているのではない。パラダイムシフトが起きている。地域レベルでの議論が必要であるとしても、標準こそが大事な時代になる。

世界標準についてはISO/TC211(<http://www.iso/TC211.org>)において議論が進められているので確認してほしい。ISCGM(地球地図国際運営委員会)、PCGIAP(アジア太平洋GIS基盤常設委員会)、UNGIWG(国連地理情報ワーキンググループ)の議論にも積極的に参加してほしい。また、オープンソースを利用すること、GoogleやYahoo!と連携すること、Nokiaの動きに注目することも重要である。地理空間情報は世界数億人のマーケットである。

(取材：広報員 剣持智美)

—土地家屋調査士のためのオンライン申請—

関東ブロック協議会オンライン登記申請促進組織 リーダー 原田克明

減失登記編

はじめに

平成21年度になり、不動産登記のオンライン申請について、いわゆる「特例方式」が運用されてから2年目を迎えることになりました。しかしながら、法務省ホームページのオンライン登記申請件数(<http://www.moj.go.jp/MINJI/shinsei.html>)をみると、3月には過去最高の146,700件(速報値)のオンライン申請の利用があったものの、最近は、少し伸び悩んでいるように思えます。

司法書士の西澤英之先生、土地家屋調査士の中原照泰先生に続き、今回からは建物の減失登記、建物の表題登記を解説させていただきます。個人的に苦勞した部分や、間違えやすい部分を例題として取り上げ、読者の皆様にお役に立つよう心がけてまいりますので、よろしくお願い致します。

第1回に記載(本誌2009年4月号34ページ)の表示に関する登記にまつわる登録免許税の控除については、「所得税法等の一部を改正する法律案」として閣議決定がされ、国会での審議を経て、同法律案は3月27日可決成立しました。これにより、我々土地家屋調査士は建物の表題登記をオンラインで申請しなければならない立場になったと言えるでしょう。現在は、添付書面等の問題もあり、今までの書面申請と異なり、申請代理人の土地家屋調査士はもとより、法務局職員の方々も馴れない状況かと思えます。しかしながら、いつまでも使いにくいとか、分かりにくいからと放置するのではなく、お互いに切磋琢磨し、不具合はどんどん解決すべくこのシステムを使い込んで行かなければなりません。そうすれば、きっと書面申請には戻れなくなると考えます。

さて、解説の内容及び場面設定は中原先生に引き続き、若手土地家屋調査士の新川さんと、ベテラン土地家屋調査士の古山さんの対話形式で進めてまいります。第2回「土地地目変更登記」編、第3回「土地分筆登記」編の解説と重複する部分が出てくると思いますが、これは共通の作業であり、ひとつ覚えれば皆同じと読んでいただきたいと思います。

今回のテーマは「建物の減失登記」です。土地の分筆登記まで進んだ古山さん、今度はどんな発見をするのでしょうか？

なお、記載の表現、意見については筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断り申し上げます。また、パソコンの取扱い表現等に一般的でない表現等があるかもしれませんが、あらかじめご容赦下さい。

法務局にて

古山：おっ!!新川君。良いところで会ったねえ。先日はお邪魔したね。お陰様ですっかりオンライン申請の虜になってしまったよ。難しいとか、煩瑣であるとされていた不動産登記のオンライン申請を実際にこの手ですることができたときの達成感は格別だね。

新川：それは良かった。古山先輩のような大先輩にどんどんオンライン申請を利用していただいて、その魅力と、手軽さを同世代の土地家屋調査士に宣伝していただくと、オンライン申請の普及が早まりますからね。

ところで、今日は何をしに法務局へ来られたのですか？

古山：うん、今日は建物の表題登記の申請を依頼され、その調査に来たんだよ。どうやら、建て替えのようで、公図や減失建物の調査はオンラインで済ましたんだが減失建物の建物図面を調査しに来たんだ。

せっかく、君にオンライン申請の魅力を教えてもらったが、図面の調査はここへ来ないとダメだからね。

4月27日からは一部の登記所でもオンラインで図面の請求をすることができるようになったが、このサービスの全国展開にはまだまだ時間がかかるだろうからね。

早く、登記所にある図面がすべてオンライン閲覧できるようになると法務局へ行かなくて良くなるんだがね。

新川：先輩から早くもそんな言葉を聞けるとは思いませんでした。

すっかりオンライン申請の魅力を覚えてしまいましたね。もう、書面申請には戻れませんよ。

古山：そうだな、なんだかオンラインで申請するのが楽しみになってきたよ。ところで……君は今日、暇かい？

新川：暇か？と聞かれて、すぐに「はい」とは答えら

れませんが、「100年に一度の不況」と言われる今日この頃ですから、大きな声では忙しいとも言えませんね。こんな時だからではありませんが、時間があるときにオンライン申請をマスターしてくださいね。今からオンライン申請に取り組んでいると、年末にはきっと差がつきますよ。

古山：そうか忙しいところ恐縮だが、差し支えなければ私の事務所に来ないか？夕飯はいつもの中華でいいかな？

新川：何だかいやな予感がしますが……。分かりました。

ちょうど今日は家内が出掛けているので、夕食をどうしようか迷ってましたから。ご馳走になります。

古山：そうこなくちゃ!!さすがオンライン申請のパイオニアだな。

古山事務所にて

新川：ところで先輩、今日は何から始めましょうか。

前回、地目変更登記、分筆登記と成功しましたから、オンライン申請の大筋の流れはご理解いただきましたよね。

古山：そうだね。君の教え方が上手だからオンライン申請が楽しくなってきたよ。

実は、先ほど調べていた滅失建物なんだが、建物の所有者の名前が「高山一郎」というんだが、「外字」が含まれていて、「高」の字を入力すると法務省オンライン申請書作成支援ソフト(以下「申請書作成支援ソフト」という。)のチェックでオレンジ色(エラー表示)になってしまうんだ。外字挿入ボタンは分かるんだが、果たしてどうしたらよいか見当がつかなくて往生していたんだ。

もしも、君がいなければ私は「二度とオンラインで申請なんかするものか!!」と思っていたよ。良いタイミングで君に会えて良かった。

やっぱり遠くの親戚より近くの何とかだね。

新川：先輩、早くもご自分でチャレンジしてみたんですね。嬉しいです。

やはり先輩のような土地家屋調査士は、今までも多くの変革を経験してきていると聞いています。平板測量時代を考えると、現在のようにコンピューターが無いと何もできない時代は予想もできなかったでしょう。登記申請が書面申請から電子申請に変わったぐらいどうってことないですね。

わかりました。さあ、お腹が減ってきたんで早速始めましょう。前回説明した申請用フォルダは作ってありますね。

古山：もちろんだよ。申請用ファイルを決まったフォルダに入れておくことはオンライン申請の基本だからね。

新川：まずは、今回の申請人の名前にある外字「高」を申請用に作成しましょう。

第2回【地目変更編】の時に【表2】に示しましたが(本誌2009年5月号34ページ参照)、法務省が公開している「戸籍統一文字情報」から、目的の「高」を探しましょう【図1】。(http://kosekimoji.moj.go.jp/kosekimojodb/mjko/PeopleTop)



【図1】

検索条件画面において必要な情報を入力し、「高」の文字が見つかったら当該文字にカーソルをあわせて右クリックし、「名前を付けて画像を保存」をクリックし、わかりやすいファイル名を付けて、拡張子を「.bmp」として保存してください。拡張子の「.bmp」とは、そのファイルがどういうデータかを判断するもので、ワードで作成したファイルなら「.doc」、エクセルなら「.xls」、そして、acrobatは「.pdf」ですね。これが、acrobatで作成したファイルのことを「PDFファイル」と呼ぶ所以ですね。

前回の分筆登記の時に「.tif」として図面を作成しましたよね。これからは、「.xml」とか色々できてきますので、覚えてください。

古山：う～ん、またまた色々出てきたな。少しずつ覚えるしかないか。

新川：そうですね。コンピューターを利用する以上、最低限の知識の一つかもしれません。メモしておいてください。

これで、「高」の文字が「.bmp」ファイルとして保存されましたので、今後はこのファイルを使用すれば何度でも使えます。ファイル名はご自分で判断がつけばどのような名前をつけても構いません。私の場合は、「外字BMP」というフォルダを作成し、そこへまとめて保存してあります。

このほかにもオンライン申請では使用できない文字がありますので、下記【図2】を参考にしてください。



【図2】

さて、それでは準備ができたので申請書作成支援ソフトを起動させ、「バージョン確認」のボタンを押して、バージョン確認が終了したら、「更新」ボタンをクリックして今回の滅失登記申請用フォルダを選択しましょう。

編集画面が表示されたら、申請人入力箇所にかーソルをあわせ、「外字挿入」ボタンをクリックしてください。「参照」ボタンをクリックし、先ほど保存したbmp画像を選択してください【図3】。



【図3】

何やら、分かりにくい文字列が挿入されましたが、気にしないでください。左下の「表示」ボタンをクリックすると申請書が表示されますので、青い文字が外字ファイルを示しています。これをクリックすると、先ほどの外字(画像)が表示されるということです【図4】。



【図4】

さあ、これで申請書の準備はできましたね。一応、もう一度内容を確認してください。ちなみに、建物の場合、申請書の記載事項には家屋番号が主体で表現されているので、気をつけてくださいね。

古山：新川君それはどういうことだい？

新川：はい、申請書をよく見てください。

物件情報をオンラインで検索して読み込んだのでしょうから大丈夫だと思いますが、あとで見直すときに間違いやすいのです。



【図5】

【図5】①のところを見てください。

一見すると敷地番のように見えるのですが、家屋番号が表示されています。今回のように、支号がついていれば分かるのですが、敷地番と間違いやすいので気をつけてください。また、編集画面で不動産番号を入力した場合は①の部分是不動産番号が表示されます。

このことから、建物の場合は「所在」と「家屋番号」で管理されていることが視えますね。

それから、オンライン物件検索を利用して入力した場合でも、敷地番や種類、構造等は手入力になりますので忘れないでください。



【図6】

それでは、もう一度編集画面の【図6】①の部分と、②の部分を確認して、良ければ「チェック」、「終了」、「保存」ですね。

さあ、まだ時間は19時30分ですからそのまま申請しましょう。

古山：なるほど。表示されている情報が何を表しているのか？ちゃんと理解しないとチェックもできないな。

添付情報が少ない建物滅失登記だからといって気を抜くと危ないぞ。今後は気をつけよう。

しかし、19時30分から登記申請ができるってことは、オンライン申請のメリットだね。登記所の開庁時刻は17時15分までなので、17時15分から20時まで、つまり約3時間もお得ということだね。日中は、外業で各種の書類等の取得などをして、17時以降からゆっくりオンライン申請に取りかかることができる。オンライン申請を利用することによって、土地家屋調査士のビジネスモデルも変わることになるね。一度にがらっと変えることはできないので、焦らず、一歩ずつ変えていくことだね。

新川：添付情報は用意できていますか？

委任状は書面でいただいて、いわゆる「特例方式」を利用しましょう。

取壊し証明等はスキャンしてPDF化し、資格者代理人である土地家屋調査士の電子署名をつけて、不動産登記令第13条の原本扱いの情報として送信しましょう。この規定のメリットも十分利用したいところです。

あとは、明日の朝に、取壊し証明の原本を登記官に提示をすれば「完了メール」を事務所で待つだけです。

法務局に足を運んで完了チェックなんか必要ないですから、土地家屋調査士にとっては何よりもインセンティブですね。法務局に行かなければ、先輩にお会いすることもないですし。

古山：おいおい、私と会ってしまったのが不幸みたいに聞こえたぞ。

それより、今回は建物の表題登記と連件での申請なんだよ。オンライン申請でも連件申請できるのかい？

新川：当たり前じゃないですか。ちゃんとできますよ。

建物の表題登記の申請情報もできているなら一緒に送信しましょう。

古山：実は、まだできていないんだよ。なんたって、外字でつまずいてしまったから、諦めていたんだ。

新川：そうですか。それでは、建物の滅失登記を単独で申請する際はそのまま送信すれば大丈夫ですね。

古山：これで大丈夫だよ。やっぱり、3件ぐらい申請しないと様子が分からないね。もう少し頑張ってみよ。

新川：そうですね。書面申請だって初めは大変だったはずですよ。私も駆け出しの頃を思い出します。そもそも、そんなに簡単だったら代理人に依頼する必要がなくなってしまいますよ。もっとこの制度を大事にして、我々土地家屋調査士でなければできない代理行為ということをお忘れては困りますよ。

古山：そうだね。土地家屋調査士の業務は簡単そうで意外と奥が深いからな。オンライン申請ごときで弱音を吐いちゃ笑われるな。しっかり頑張ろう。

ところで、次の予定はいつにするかい？この申請も早く送信しないといかんのだよ。

新川：やっぱりそうきましたか……。

それでは二日後ということではいかがでしょう？

今日は、フカヒレが食べたくまりました。

(この記事は、株式会社テイハン発行「登記研究第735号平成21年5月号」に掲載されたものです。)

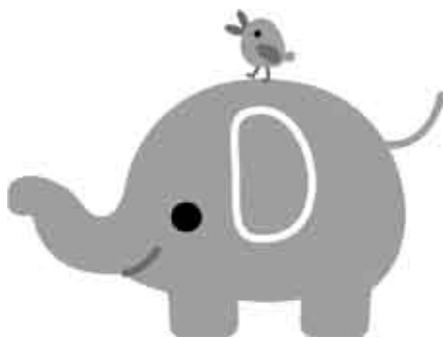
東京土地家屋調査士会事務局

昨年4月、東京土地家屋調査士会会員の永年の念願であった自前の会館が竣工し、41年間の長きに亘り事務所を置いた港区新橋から、現在の千代田区三崎町へ事務所を移転して、早くも1年が経ちました。

現在、東京土地家屋調査士会の事務局は、新築ビル1階の、白を基調とした壁や新しい什器・事務機器類に囲まれた、とても明るい就業環境の中、杉山事務局長を始めとして、石井次長、滝本・吉本両主任、作宮・武田・寺岡・原田各職員の計8名により、会務運営に係る種々の事務に携わっています。

事務局の職務分掌は、大きく分けて庶務と事業の二部門から成り立っており、庶務部門では総務全般・登録事務・会員指導・境界紛争解決センター関係等の事務を扱う「総務部」及び会計・申告実務・用紙類の頒布・各種保険等の事務全般を扱う「財務部」で、また、事業部門では各種研修会・相談業務・苦情案件等を扱う「研修部」並びに会報の発行・ホームページの運営等を始めとする制度広報活動全般・他士業・公嘱協会等との連絡を扱う「事業部」の、合計四部にて構成されています。

そして、昨年から7階建のビルのオーナーとなったため、新たに会館の各種設備の維持・管理に関する対応、会議室の有償貸出等、これまでには無かった管理業務も発生し、ビル管理の難しさを実感している毎日です。



当会のオリジナルキャラクターです。
象の名前は「エコゾウ」、お友達の鳥の名前は「トッチ」と言います。



当会会館の外観です。

会館の4～6階には日本土地家屋調査士会連合会が、また、7階には東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会が入居されていますが、連合会とは、昭和60年に連合会が文京区音羽に移転するまで、港区新橋の区分所有建物のお隣さん同士でありました。

いま、再び連合会の方々と同じビルになったことで、日々、連合会の役員及び事務局職員の皆さんや、全国の土地家屋調査士の方々とお会いすることができるようになり、それぞれの地域ごとに特色のあるお話をお聞きすることもでき、とても新鮮な思いがします。

周囲の環境も変わり、気持ちを新たにしながら、今後も、会員の皆様方に親しまれるような事務局を目指し、職員一丸となって、より一層の円滑な会務の処理に努めていきたいと思っています。

東京土地家屋調査士会連絡先

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1丁目
2番10号土地家屋調査士会館
TEL：03-3295-0587 / FAX：03-3295-4770
URL：http://www.tokyo-chousashi.or.jp/
MAIL：info@tokyo-chousashi.or.jp

岡山県土地家屋調査士会事務局

事務局の概要

職員氏名

禾本事務局長
猿渡職員 一般会計等担当
平松職員 特別会計等担当
計3名

平成21年7月1日現在会員数

個人会員 278名 法人会員 3法人

平成21年度予算規模

57,993千円

会館の所有形態

土地、建物ともに当会所有
昭和55年12月 会館新築
昭和60年12月 公嘱協会が設立され入館
平成20年10月 「境界問題相談センター岡山」設立に伴い改築
平成20年11月 「境界問題相談センター岡山」が設立され入館

事務局所在地 岡山市北区南方2丁目1番6号

電話番号 TEL 086-222-4606

FAX 086-225-2018

Eメールアドレス tyousasi@aqua.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://www.okayama-chousashikai.or.jp/>

高山会長をはじめ、役員、事務局職員が一丸となり、スムーズな会の運営に努め、日々業務に励んでおります。この紙面をお借りして改めて感謝・感謝！

「晴れの国岡山」のご紹介

さて、ここからは「晴れの国岡山」のPRをさせていただきます。

まず、なんとといっても「日本三名園」のひとつに数えられる「後樂園」。

隣接する岡山城天守閣からも見事な庭園が望めます。岡山は初めてという方は、はずすことができません。

さらに「白壁の町倉敷」、美観地区では古い町並みを感じながらゆったりとした時間の流れを満喫できます。

また、岡山は「桃太郎伝説の地」でもあります。かつて「吉備の国」と呼ばれた岡山県は4世紀の古墳時代から大和の勢力に匹敵したといわれ、造山古墳等の古墳群・吉備津神社や吉備津彦神社等の由緒ある古墳や神社が見られ、桃太郎にまつわる多くの史跡が残っており、歴史好きにはたまらない古代のロマンを感じることができます。

教育や美術に興味のある人は、我が国最初の庶民の



会館全景

ための学校で国宝にも指定されている「閑谷学校」、「備前焼」や「備前長船刀剣の里」もおすすめてです。

海が好きな人には、「日本のエーゲ海」と称される

牛窓、鷺羽山展望台から眺める雄大な瀬戸大橋と多島美は必見です。瀬戸大橋のたもとに位置する下津井はタコの名産の漁港であり、「下津井ダコ」は日本一うまいタコです。(兵庫会の方ごめんなさい)

天然記念物カブトガニに触れたい人や海や島でのんびりくつろぎたい人は、笠岡から岡山県の西南端の沖合いに大小約30もの島々が点在する「笠岡諸島」へどうぞ。

小京都の町並みを楽しみたい人には、鎌倉時代から750年もの歴史と伝統を誇る城下町「高梁」、中でも武家の町として栄えた石火矢町は、現在も格式ある武家屋敷が軒を連ね、当時の風情を色濃く残しています。備中松山城は、現在天守閣を持つ山城としては日本で最も高い所にあることで有名です。また「井倉洞」「満奇洞」など現在も侵食を続ける鍾乳洞があり、自然の神秘を体験することもできます。

県北に位置する美作地方は、美しい自然に恵まれた地域。かつて城下町として栄えた「津山」は、現在は城東地区が町並み保存地区に指定され、往時を偲ぶ商家が軒を連ねています。北東部美作市は宮本武蔵の里として知られており、映画やドラマのロケ地となったことでも有名です。最後に、全国の露天風呂番付の西の横綱に位置づけられる「湯原温泉」をはじめ「湯郷温泉」「奥津温泉」の美作三湯でゆったりと温泉三昧というのも温泉好きの人にはよろしいでしょう。

長々と岡山のプチ自慢をさせていただきましたが、県下全域に様々な観光名所がありますので、各会の厚生事業で旅行の企画をされる場合は、是非「岡山」も候補に挙げてお立ち寄りください。

岡山県土地家屋調査士会広報部長 河田松一



事務局職員集合写真 左から
禾本事務局長、平松職員、猿渡職員



執務風景

会長 レポート

5月16日～6月16日

Report

5月16日

熊本県土地家屋調査士会 第57回定時総会

九州ブロック協議会長を兼ねる西龍一郎会長率いる熊本県土地家屋調査士会の第57回定時総会が市内のホテルで開催され出席。空港に出迎えてくださった高木昭次名誉会長と私は、数年前まで共に広報担当連合会役員として活動した間柄であり、ホテルまでの小一時間、高木名誉会長のご趣味のハンググライダーの話から熊本内外の経済事情、会員の消息や会務の一端等、いろんなお話をお聞きかせいただいた。

また総会のご来賓として出席された市議会議員の先生からは、西会長は古武術道の師範として全国的に高名な方であること、西会長が主宰されている道場では県下各地から入門の青少年の心と体の健全な育成にもご尽力いただいていることなどをお聞きし、調査士の社会活動にも幅広い分野で様々な取り組みがあることを改めて勉強させていただいた。総会は、執行部提案のすべての議案が可決され、役員改選議案では、西会長が引き続き会長職に選任された。

19日

平成21年 春の褒章伝達式

平成21年春の藍綬褒章・黄綬褒章の伝達式が法務省講堂で開催され、受章者の所属団体の責任者であることから来賓としてご招待いただき、陪席させていただいた。

永年にわたって土地家屋調査士として業務に精励するとともに、地域の発展・制度の発展にご貢献のあった方に贈られる黄綬褒章は、藤原久司(香川会)、松木昭(札幌会)、藤澤徹(富山会)、小出國正(長野会)、山崎竹三郎(旭川会)、幸浩司(大分会)の各氏が受章の栄に浴された。いずれも連合会・単位会の役員として永年会務にご尽力いただいた先生方であり、17900余名土地家屋調査士を代表して祝意を表させていただいた。

法務省講堂での伝達式では森英介・法務大臣から褒章の記と褒章が手渡された後、ご令室同伴で皇

居に参内、天皇陛下からお言葉を賜ったのち、霞が関の法務省に戻り、倉吉民事局長、小野瀬民事第二課長からそれぞれ受賞のお祝いとお言葉をお言葉をいただいた。

セレモニー終了後のひと時、懇談の場を持たせていただいたが、ご本人のこれまでの足跡をお伺いさせていただくとともに、ご同伴いただいたご令室様からも受章者を支えてきた苦労話などもお伺いさせていただいた。

20日

JICA 集団研修に講師出講

登記所備付地図作成に関する打合せ会

午前 JICA (独立行政法人・国際協力機構)では海外各国からの研修生を受け入れ、日本の政府や関連機関で長期研修の場を提供しているが、国土交通省・国土地理院を受入機関とする「国家測量事業計画・管理コース」もそのプログラムの一つである。私は7～8年前から「世界の地籍制度」をテーマにした一コマの講義を担当しているが、今年度の講義をこの日行う。受講生はバングラデシュ、カンボジア、ケニア、ミャンマー、パプアニューギニア、フィリピン、セントビンセント、タンザニア、ザンビアの各国政府から派遣された測量や地籍管理に関する上級技師や課長クラスの専門家12名。主題に基づいた講義の後、特に日本の境界に関する諸問題と近年の境界紛争解決に関する最近の取り組みを紹介させていただいた。また、折角の機会でもあることから受講生のそれぞれのお国での土地境界問題についてもお話を伺い、私自身も勉強させていただいた。

午後 法務省民事局民事第二課・小宮山地図企画官、前田補佐官、佐藤係長が連合会に来館され、担当役員とともに登記所備付地図作成作業に関する現状・課題についての分析と今後の取り組み方策について意見交換させていただいた。

夕刻の飛行機で鹿児島空港へ。元連合会理事としてもご活躍いただいた馬場幸二副会長の出迎えを受ける。市内への車中で鹿児島市内の14条地図作成作業の取り組み等についてお話を伺った。

21日

鹿児島会定時総会

午前10時から桜島を臨むホテルで開催の鹿児島会平成21年度定時総会に出席。総会開始直前に桜島が小爆発。噴煙のすごさに圧倒された。記念式典に続く総会では役員改選が行われ馬場幸二副会長が無投票で会長に選任された。

22日

愛媛会定時総会

早朝の飛行機で伊丹経由松山へ。塩崎恭久・自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長(元内閣官房長官)ほか国会議員先生方のご出席の下で開催の式典では連合会長として挨拶させていただく。総会における役員改選では、岡田潤一郎会長が再選された。

中川寿一さんはじめ多くの旧友・先輩方とお会いした。

25日

古屋圭司議員政経フォーラム

都内のホテルで古屋圭司衆議院議員(自民党調査士議員連盟副会長)の主宰する政経フォーラムが開催され国政の動向等について勉強させていただく。

27日

広島会定時総会

広島県土地家屋調査士会の定時総会が広島駅近くのホテルで開催され出席。法務本省ご在勤中にも大変お世話になった佐藤努・広島法務局長ほかご来賓多数をお迎えして開催された。役員改選議案では寺尾瑞尚氏(元同県公嘱協会理事長)が会長に選任される。

28日

大阪会定時総会

私の所属会である大阪土地家屋調査士会の定時総会に出席。例年どおり熱のこもった質疑を経て執行部提案議案はすべて可決。出席会員の注目を集めた役員改選議案では役員経験も豊富な横山慶子氏が当選され、全国初の女性会長が誕生した。

29日

東京会総会

愛知会総会

午前 早朝の飛行機で東京へ。午前10時から東京・上野で開催された東京土地家屋調査士会(竹内八十二会長)の第71回定時総会に出席。連合会を代表して祝辞を述べさせていただく。

午後 新幹線で名古屋市に移動。市内の会議施設・メルパルクで開催された愛知県土地家屋調査士会の定時総会に出席。議案審議はすべて執行部提案どおり可決される。役員改選議案では今期限りで勇退される斉藤忠会長(中部ブロック会長)に代わって滝口孝副会長が新会長に選任。

31日

赤れんがまつり

公共嘱託登記受託法人に関する検討会

午前 霞が関の法務省庁舎を会場に毎年開催されている「赤れんがまつり」会場へ。日調連ではその趣旨に賛同するとともに、土地家屋調査士制度の市民への広報の機会でもあることから毎年協賛させていただいている。裁判員制度が始まったばかりということもあって、検察庁のブースには大勢の市民が詰めかけていた。民事局のブースには登記制度を概観できるパネル展示や、模擬商業登記申請・謄本の取得等のイベントが人気を集めていた。日調連からも各種パンフレットや広報グッズを配布させていただく。大星正嗣副会長・小林庄次副会長・藤木政和広報部長ほか連合会役員多数も参加し会場で広報活動を展開。

午後 昨年12月施行の新公益法人法に基づく新しい公共嘱託登記土地家屋調査士協会がいくつか誕生している。これまでは昭和60年の法改正による誕生時に土地家屋調査士会が設立時の主体となった協会のみであったが同じ単位会の区域内に複数の協会が存在することとなるなど、昭和60年の制度発足当時には予測していなかった事態となっているということもあって、会則・諸規則等の見直しも必要であろうことから、全公連役員や公嘱協会理事長、学術顧問の先生方にも参画いた

だき検討会を重ねている。七戸克彦・九州大学大学院法学研究院教授をお迎えした前回検討会に続いて、第5回目となるこの日は連合会学術顧問の安本典夫・名城大学教授をお招きし、行政法や資格法の視点からアドバイスや法律解釈についてご教示いただいた。従たる事務所のありようや社員・役員に関する考え方等を整理した。

6月1日

近畿ブロック協議会・会長会議

大阪会館で開催の近畿ブロック協議会の各会会長会議に出席。近畿ブロック各会では今年度は会長の交代が相次ぎ、この日までに既に京都会・大阪会・和歌山会・兵庫会の4会の会長が新しく選任されている。私は先日来、近畿ブロック協議会の推薦を頂き連合会長職に立候補していることもあって、会議に出席させていただき、決意の一端をお話しさせていただいた。

3日

関東ブロック協議会 第2回会長会議

群馬県下の名湯・草津温泉を会場に開催の関東ブロック協議会(関延之会長)の各会会長会議に出席。連合会会務の報告をさせていただいた。

4日

バス・新幹線を乗り継いで東京へ。午後から連合会で瀬口専務ほか役員の方々と会務打ち合わせ。

7～8日

九州ブロック協議会定時総会

鹿児島市内と錦江湾を一望できる城山観光ホテルで九州ブロック協議会(会長・西龍一郎熊本会長)の平成21年度定時総会が開催され下川副会長とともに出席。自民党調査士議員連盟会長の保岡興治・元法務大臣ほかご来賓多数をお迎えしての総会は各議案のいずれも執行部原案どおり承認可決。ブロック会長には西会長が重任。

9日

連合会にて会務

連合会で横山副会長・瀬口専務理事ほか役員の方々と

さんと会務打ち合わせ。

10日

保岡興治議員「保岡興治・モーニングセミナー」

早朝8時から都内のホテルを会場に開催された保岡興治・衆議院議員の主宰するセミナーに出席。この日の講師は政治評論家として高名な中谷巖一橋大学名誉教授で、世界と日本の政治・経済情勢の核心を講義いただく。混沌とした諸情勢をわかりやすく解説いただき、勉強させていただいた。

12～13日

中国ブロック協議会総会

島根県・玉造温泉で開催された中国ブロック協議会(内木重治会長)の定時総会に出席。総会後の懇親会では各会役員の方々と地域の業務環境や各調査士会と会員の皆さんの取り組み等についてお伺いし意見交換させていただいた。

13～14日

第3回常任理事会

15日から開催の連合会定時総会を前に提出議案に関する最終を調整するとともに、たくさん寄せられている質問事項について、精査の上連合会の考え方の調整や回答案を検討。14日午後からは総会議長候補を交えて議事進行の調整。

15～16日

連合会 第66回定時総会

15日午前は常任理事会メンバーで総会進行に関する確認等を行う。

午後1時から森英介・法務大臣、倉吉敬・民事局長、小野瀬厚・民事第二課長ほかご来賓をお迎えして総会セレモニーと議案審議を行う。

法務大臣表彰に続いて森大臣からお祝いのあいさつをいただいた後、議事に入る。平成20年度事業経過報告、同決算報告を承認可決したのち、役員改選議案へ。私自身も引き続き会長職に立候補していたが、所信表明では現在の厳しい制度環境・業務環境を克服すべく連合会と単位会、役員と会員がそれぞれの役割分担をしながら、一丸となってチャレンジすることを通じて調査士の将来像を

明るいものにしたいと訴えさせていただいた。この日は投票をして休会に入る。

夕刻から開催の懇親会には佐藤剛男・法務副大臣、江田五月・参議院議長、太田誠一自民党調査士議員連盟副会長、山口那津男・公明党調査士議員懇話会会長、中井治・民主党調査士議員連盟顧問、宮崎誠・日弁連会長ほか各界から多数のご来賓のご臨席をいただき、総会構成員の皆さんと歓談いただく等、盛大な懇親会とさせていただいた。公務ご多忙の中をご臨席いただいた皆様には心から感謝。

16日

午前、平成21年度事業計画、収支予算案を可決承認いただき、連合会がここ数年取り組んできた土地家屋調査士倫理規程を総会決議の形で承認いただいた。法令の順守や専門家の職業倫理が厳しく問われている昨今にあって、紛争解決の当事者の代理人としての活動もできることとなった土地家屋調査士の日常業務にとって、高い倫理観の涵養はとても重要なことであり、専門職業人としての新しい一歩になり得ると考えている。

ここで昨日から継続議案となっている役員改選は第2ステージの開票事務に入る。今回は副会長職については定員どおりの立候補者数であったため、無投票で大星正嗣(石川会)、志野忠司(奈良会)、竹内八十二(東京会)、関根一三(埼玉会)の

各氏が選任された。

会長職には不肖、私を三選戴き向こう二年間の土地家屋調査士制度の担い手としての職務を付託いただいた。会長指名理事には現専務理事の瀬口潤二氏(山口会)と現常務理事の竹谷喜文氏(元水戸地方法務局長)の各氏を指名させていただき総会承認をいただいた。

それまでの社会構造を大きく変えたガラガラポンの変革の時代を経て、政治経済情勢の激変・混沌が続く現下、再びのガラガラポンが必要とされているとは言わないまでも、なお多くの課題を抱えている内外の情勢である。土地家屋調査士の制度環境・業務環境も厳しい対応を迫られる日々が続くことは容易に予測できる。会長職に選任されたからには力の限りを尽くそうと、思いを新たにしている。

中村秀紀・滋賀会長、西龍一郎・熊本会長のお二方という名議長を得て、第66回定時総会を無事終了し、日本土地家屋調査士会連合会も今日から、また新たな一歩を踏み出した。

総会終了後新役員によるミーティングを開催。

午後からは新体制の正副会長、専務理事、常務理事で法務省・国土交通省等に就任のあいさつにお伺いした。

神奈川会

ひとりごと「婚活」

県央支部 二見 誠



『神調報』No.398

一ヶ月程前、人生初のお見合い?を体験した。

事の発端は昨年暮れ、高校時代の同級生との忘年会の席での事だった。友人Yが「知り合いにいい人がいるんだけど会って見ない?」と魅惑的な誘い文句。とはいえ、旧友達との飲み会の席…皆の注視を受けてチョット照れもあり「そっかそっか、いっちょお見合しちゃおっか!」な～んで照れ半分、酔った勢いで軽く受け流しその場は終り。三次会に行く頃にはそんな会話が合ったことさえ忘れていた。

明けて松飾りも取れたある日、Y君から「先方も会いたいと言っているよ」とのメールが携帯電話に…即座に忘年会での会話が脳裏に蘇る(笑)

なんの因果か、本厄を迎える今年まで独身の身を守り続けてきた。…というか、守り続けると言うのは語弊がある。当方、今流行のオネエマンでも、昔流行った冬彦さん(マザコン)でもないのだ! 良い縁さえあればいつでも嫁さんを受け入れる用意は万全なのだ! …てな訳で、この降って沸いた様な千載一遇のチャンスに期待に胸膨らませ意気揚々とお見合いの場へと行って参りました。

で、結末ですが…玉砕(苦笑)

断りの理由は大づかみに言えば、こちらが親と一緒に暮らしている自営業者であることらしい(とのこと)。先方は勤め人一家の一人娘なので生活スタイルや、将来こちらの親と同居する可能性があることがネックだった様子。ま、お

見合いという場を気楽に考え過ぎていた事が最大の敗因であったのだろう。

そんな折にどこかのテレビ局のニュースで見た「婚活(結婚活動の略)をする人達」

その中ではいわゆる一流企業に勤める男性達が結婚するためのノウハウを講師らしき人から学んでいる姿が流れていた。ンン～つくづく大変なんだねえ結婚するって。

今の時代、そこまでしなきゃ結婚出来ないのかしら?と考えさせられるより、そこまでする必要はあるのかあ?とツッコんでしまう自分の結婚はまだまだ先になるんだらうな。



滋賀会

私の趣味「自己満足!?!」

大津支部 佐久間啓綱



会報『しが』第72号

「私の趣味」の原稿を依頼されたのですが趣味といわれても特に無いので、最近私が自己満足に浸ったことを書かせていただきます。あらかじめお断りいたしますが、何分「自己満足ネタ」ですのでくだらない話です。

仕事の話ですが、いつも現場ではトプコンのトータルステーションに電子野帳をつなげて使用しています。

先日、どうもTSと電子野帳をつなぐケーブルが原因と思われるトラブルにみまわれ、新たにそのケーブルを新たに購入しなければならぬ事態になりました。

そこで測器屋さんにお問い合わせしたところ「値段は2万円くらいですわね」という回答、ご存知の方はわかると思いますがどう高く見積もっても2万円もする代物ではないです。(はっきり言ってぼったくりです)

前から測器屋さんには不信感を持っていた私は「意地でもあんなの所で買うもんか!」と心に秘め、「他に何か無いか?」と、とりあえずネットで検索しました。

すると…ありました!!〇〇製作所と称する個人経営っぽいところのサイトですが、トプコンの純正ではないものの、自作品をネッ

ト通販していて、しかも価格は¥4,000!!

すぐに注文!と思ったのですが、そこで私は「自作できる?!部品さえあれば…もっと安上がりでいけるはず!」とセコい事を思いつきました。

ケーブル(線)部分は何でも代用できます、問題はTSと電子野帳の接続部分のコネクターさえ手に入ればいいのです。「自作して売ってるくらいだからトプコンのTS専用の部品ではないはず、汎用品では?」(見たことない方すみません、いちおう写真のものです)と思い、そこで今度は「コネクター」でいろいろネット検索しました、コネクターメーカーのホームページがリストアップされそれをしらみつぶしに調べました。(相当な暇人です)

調べること約1時間、とあるコネクター専門メーカーの製品であることが判明!品番を控えさらに販売店を検索、幸いなことに京都寺町通の電子部品専門店で取り扱っていることが判明、早速電話で問い合わせして注文、後日原チャリで取りに行きました。

一通り必要な部品を揃えました、ちなみに部品代は全部で約¥2,500!!ずいぶん安上がりにな

りました。

次は加工する工程です、トプコンのコネクターは6芯、つまり6本の線を6個の端子にどうつなげるかが問題です。(見たことない方、本当にすみません!)

後は「はんだ付け」など、少し専門的な作業が必要ですが某工業高校電気課卒業なので苦にすることなく作業し遂に完成!!

最終工程の動作確認です。ちょっとドキドキしながらTSを据え電子野帳と接続し、いざ観測!!…問題なく作動しました。何ともいえない達成感!至極の自己満足の瞬間です。(仕事しろ!)

今度測器屋さんが営業に来たらちょっと自慢してやります…



東京会

「大田支部といえば！」

大田支部会報協力員 杉本敏行



会報『とうきょう』No.577

いろいろな会合で「大田支部です」って言うと、公嘱の話になります。

私は昭和54年に27歳で東京土地家屋調査士会に入会して、大田支部に所属することとなりました。その後何年かし、時の野口支部長ほか役員の方たちが努力して、まだ公嘱協会のない時代に区役所の業務を受託しようと、大田受託団を結成いたしました。

私も当初より参加させて頂きましたが、区役所の対応は厳しく、私などは毎日、毎日石入れ作業。

単価も仕様書も現在ほど良くなく、やればやるほど赤字でした。調査士報酬と違って単価契約のため、測量業務でも道路の付け替えなどは面積も小さく、納品物は結構あるのに報酬はたったの1万円程度。当時は一人事務所のため、他の先生に手伝ってもらおうとその日当さえ払えず、ただただ使命感に駆られて働く毎日でした。

今の若い調査士さんには無理かなあ。ただメリットとしては、同じ仕様書で調査士が作業を行うという、一般の業務ではあまりない経験は貴重であり、業務に対応するためいろいろと研修し、調査士のレベルアップにもつながりました。また調査士同士の連携も必要

だったので、一般業務においても非常に助かっております。

私は現在も支所の役員をさせて頂いておりますが、この25年あまりの中で、色々なことがありました。その中でも、一番の思い出は「登記所の登記」です。

土地家屋調査士なのに区の業務は土地の測量ばかり。登記関連業務はほとんどなく、建物など皆無。官公庁の表題登記は付則9条により難しいかもしれません。

何とか区の建物を登記できないかと公嘱協会へ要望いたしました。理事さんから「登記所が登記していないのに説得力がないよ」という返事。では「登記所を登記させよう！調査士がタダやります！」と、大田では当時の飯田支所長が数ブロックをまとめて、「登記所の登記」を公嘱協会に總會等で要望致しました。

すると公嘱協会もやっと本気になり、法務局を説得し、現在はほとんどの登記所が登記されました。

次は法務関係で最高裁判所そして市区町村へと勝手に思いを馳せていましたが、残念ながらその先が進んでいません。

現在、大田支所では年間6千万

から1億の売上げを行ったり来たり。その中で支部と共同で城南登記所のそばに約10坪の支部事務所(写真)を借り、事務員を一人置いております。

支部事務所では用紙や証紙も販売していますので城南に来られたときは是非ご利用下さい。



平成21年春 赤れんがまつり開催

法務省・最高検察庁主催の「赤れんがまつり～みんなで奏でる司法のハーモニー～」が、去る平成21年5月31日(日)に法務省(東京・霞が関)の法務省赤れんが棟などを一般公開して開催されました。

法務・検察の仕事を楽しみながら知ってもらうことを目的としたこのイベントは、今回で6回目となり、午後からあいにくの雨模様となりましたが、来場者数は過去最多で3,057名を数えるなど、イベントとして定着してきました。



森法務大臣

ど観客が集まりました。

検事役の高校生がプロジェクター等を使って事件の状況や検察側の主張を分かりやすく説明していました。真剣なやりとりの



中にも、時折笑いを誘うなど、来場者を飽きさせない工夫もされていました。

広場のサンクンプラザで開催された「大江戸舞祭」は、途中からあいにくの雨になってしまいましたが、おおぜいの小・



中学生が中心となってダンスが披露され、イベントを盛り上げていました。



民事局のコーナーは、「会社をつくってみよう」、「〇×クイズ～これって登記できる建物? これって名前に使える字?～」など、クイズを通して、登記制度や筆界特定制度など、法務局の仕事のPRしていました。



連合会では、民事局から協力の依頼を受けて、表示登記制度や土地家屋調査士制度を広く社会全般にPRを行うことを目的として、パンフレットや広報グッズの提供を行いました。協力にあたって、各土地家屋調査士会にも広報グッズの提供をお願いしたところ、10会からご協力いただき、さまざまな広報グッズを提供することが出来ました。会場には約1,000名が訪れ、熱心にクイズに挑戦したり、パネルに目を通したりしていました。

連合会からは、松岡会長、大星副会長、小林副会長、藤木広報部長のほか、竹内東京会会長や志野奈良会会長も会場を訪れました。また、小川民事局総務課長が会場に訪れ、情報交換を行うことができました。

広報グッズを提供していただいた土地家屋調査士会

東京会、静岡会、新潟会、兵庫会、滋賀会、愛知会、三重会、岐阜会、岡山会、愛媛会

誌面をお借りして御礼を申し上げます。

(連合会広報部)

春風秋雨読後感

高知県土地家屋調査士会 川本達夫

《春風秋雨》は、社団法人 民事法情報センターが発刊する月刊誌『民事法情報』に連載されている香川保一先生の随筆を冊子として集録したものである。《春風秋雨(1)》では、平成4年6月号から平成9年7月号まで、《春風秋雨(2)》においては平成9年8月号から平成15年2月号までの掲載随筆が集録されている。そもそも月刊『民事法情報』とは何ぞや？月刊『民事法情報』には最高裁判決速報、行政例・裁判手続き、裁判判例分析、立法・裁判・法務行政の動向等が掲載された月刊誌であります。最新のNO.269号を高知地方法務局人權の窓口で立ち読み。☆明日への指針では裁判員制度の実施を迎えて／民法講座・法人格がない事業体の活用／シリーズ医療過誤重要裁判例紹介等々の記事の見出しの中で香川保一先生の“春風秋雨・定額給付金雑談”を見つけた。雑談形式でA,B,Cの三人の会話から構成された小料理屋での議論となっている。土佐酒以上に辛口の日本酒を飲みましたか？と表現するよりも現政権の活動に批判的な内容でも掲載する姿勢に驚きました。民主主義では当然有り得て当たり前の事かも知れません。大人の行動、大人の発言、大人の対応ができること、それでこそ社会人として一人前なのです。そう考えると月間『民事法情報』が大人の月刊誌として輝いて見えるから不思議。

本題に入りますが、随筆＝エッセイと安易に考えて読むと、私のような無知には、初端から漢詩で躓かされます。見出しも「…随想」「…想う」「…雑感」「…偶感」「…感

想」と香川先生の意図が明確にされていると感じました。読み終えた所感は、随筆よりも教本に近く、人間形成の“礎”の部分での研修材料としてお薦めしたい冊子です。内容についての詳細は本冊子を読んでいただきたいのですが、例えば“偶感”で述べる「第五の猫／猫の妙術」の話、“いろ色”での言葉の原義から伺える日本人のふるさと(日本独特の文化)、“竹を想う”で表現される無欲の心境は“元旦の計”での「…心身ともに健全であるためには、欲を去ることが最も大切である」にも書かれているように香川先生の人柄を覗い知ることができます。四季の草花の紹介の中では、高知県高岡郡佐川町出身の牧野富太郎植物学者の引用が幾度か出てくるのは嬉しい限りです。

また、随筆特有の書かれた当時の時代背景も再考できるのが二度面白いです。オウム事件、神戸少

年事件等社会現象となった事案にも他者を思いやる精神構造を空洞化させた社会、教育等人間形成で忘却したものが何であったのかを知らしめています。敬語に関しても例えば現在の学校教育での教員が生徒への敬語使用、生徒の教員に対する友達言葉の乱発。本来の敬語の在り方にも賛同できます。(しかし、香川先生の教育現場を《知っている》実態にも驚かされます。)

平成10年11月号に掲載された“政治不在”での冒頭。「今回の臨時国会ほど「政治の貧困」どころか「政治不在」を浮き彫りにしたものはない。その迅速、効果的な対応いかんが国家の浮沈を左右する未曾有の経済、金融の危機の最中であって、政治も与野党も危機意識の稀薄、無責任をさらけ出した。」今の「政治停滞」国会を連想するまでもなく、一向に進捗していない政治に気づかされる。

その他にも憲法9条、靖国問題、



随筆集	春風秋雨(一)	2008年 5月24日	第1版第1刷発行
随筆集	春風秋雨(二)	2008年 11月11日	第1版第1刷発行
著者	香川保一		
発行者	岩佐勝博		
発行所	社団法人 民事法情報センター		
	〒160-0004 東京都新宿区四谷2-14-8 YPCビル2F		
制作・販売	社団法人 民事法情報センター		

男女平等、日の丸、君が代、自衛隊等々日本人として或いは国家としてあるべき姿に対する先生の想い(智感)が述べられています。非常に熱っぽく、且つ大胆な切り口は、流石“青春の老成”と共感してしまう。(“共感”とは、香川先生には失礼な表現かもしれませんが。)

かつて、坂口安吾が文学を薬に例えて妙薬にも毒薬にもなるし、全くもって飲んでも意味がないものもあると書いていましたが、自己の人生の主演はどうしても自己になってしまい、記憶力、視力は衰えても不思議と他者判断に自己の年齢が基準となります。不幸にして私のような物差しの基準となる自己能力が散漫で、50歳にして、まだまだ欲から脱却せず、甚だ遺憾ではありますが、意に反して欲に旺盛となり、従って迷いに迷っている読者なら一層感銘すると思います。少なくとも実年齢に関係なく気分は青春!は誰しも共感できる部分ではないでしょうか? / “送歳迎年”。

気になったのは、香川先生の随

筆集の中で、谷崎潤一郎と芥川龍之介に関して書かれている箇所です。個人的には耽美派の巨匠と日本文学短編文士の最高峰と想ってやみませんが、“勲章偶感”での「勲章、名誉を笑いものにすらいやらしいインテリ人種が横行している。名誉や栄典を欲するのは人間の本性であり、その人間の本質の理解がなくしては、人間を語る資格もないと思う。」と芥川をバツサリと切っています。バツサリです。…凄い。そのさり気なさに読み返したほど、見事な切れ味。

奇しくも平成12年9月9日。香川先生を招いた研修会を四国ブロックとして徳島県で開催し《不動産表示登記制度と土地家屋調査士制度》の演題での講演が終わった高知への帰りのJRで読んだ本が偶々芥川の「蜜柑」であり、小生その偶々読んだ芥川の短編が秀作として私の内面の壁に引っ掛かっていたのでショックでした。

当時の講演では「私は土地家屋調査士の応援団長です。土地家屋調査士が大好きなんです」と語ら

れていた優しい微笑を思い出します。『春風秋雨』の作中でも“調査士法改正偶感”の卑見として土地家屋調査士法人の創設と報酬規定の認可制の廃止について述べられています。時代背景を考察して読まずとも非常に前向きで、調査士制度発展に対する情熱を感じずにはいられません。

アナログからデジタルへと変貌する現在、増々人間関係が稀薄となり、先祖祭り、愛国心、国歌斉唱、帰属意識等が少なくなりつつある社会情勢の中、筆界確認で現場を踏査する土地家屋調査士にとって不可欠な“人間力”の育成に向けた教本のひとつとして手にとって熟読していただければと思います。東京タワー完成当時生まれ、大阪万博当時少年だった『20世紀少年』時代を過ごした同世代の私には、日本人の文化・ふるさとを知る意味で大変学び多い随筆集となりました。土地の境界を“探す”ことも大切な要因ですが、人間の内面における壁の部分での境界鑑定もそれ以上に肝要なのですから。

著者紹介

香川保一(かがわ やすかず)

大正10年5月大阪生まれ。

昭和22年東京大学法学部卒。同年司法試験合格、昭和24年裁判官任官、昭和25年法務省に転官、民事局第一課長、秘書課長、訴訟部長、官房長、民事局長等を歴任、昭和54年裁判官に転官、同年浦和地方裁判所長、昭和58年東京高等裁判所部総括判事、札幌高等裁判所長官、名古屋高等裁判所長官を経て、昭和61年1月最高裁判所判事、平成3年退官。その間、税制調査会、法制審議会、民事行政審議会、公証人審査会、最高裁判所民事規則制定諮問委員会等その他多くの審議会や委員会等の委員等を歴任し、現在社団法人民事情報センター理事長。

平成5年「勲一等瑞宝章」受章。

第24回定時総会開催

平成21年6月8日(月)午後1時から、東京都千代田区飯田橋の「ホテルメトロポリタンエンドモント」において、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の第24回定時総会が開催された。

総会には、全公連加盟の土地家屋調査士協会の理事長及び副理事長が出席し、来賓として法務省民事局長代理民事第二課小野瀬課長、同課司法書士土地家屋調査士内山係長、日調連会長代理横山副会長、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会平野会長、全国土地家屋調査士政治連盟待野会長、全公連顧問弁護士岩淵先生をお迎えして行われ、会長選挙制度を導入し初めての総会で鈴木洋美会長が再任されました。

総会は、加藤理事の司会で進行され、全公連鈴木洋美会長は、「土地家屋調査士法人の使用人問題・社会保険庁等の業務発注に係る諸問題・一般社団法人及び一部調査士法人の入札対応・公益法人制度改革への移行対応等に関する取り組みに多くの時間が費やされた。地図作成・基準点設置・地図混乱地域実態調査等の法務局発注業務においては、各協会の取り組みに対して感謝する。」と挨拶が述べられた。

その後、議長に千葉協会小山理事長、副議長に大分協会の島田理事長を選出し議事に入り、柳平副会長から第1号議案平成20年度事業経過報告と塩川副会長から第2号議案平成20年度一般会計収入支出決算を提案説明し、原案通り可決された。次に、鈴木会長から第3号議案平成21年度事業計画案の提案と塩川副会長から第4号議案平成21年度一般会計収入支出予算案を提案説明し質疑後、原案通り可決された。最後に柳平副会長から第5号議案役員選任の件の提案があり、役員選考委員会委員長の川中大阪協会理事長から役員選考経過の説明を受け鈴木洋美現会長の再任とブロック推薦理事8名・監事2名予備監事1名が選任された。その後、鈴木会長から会長指名理事として塩川豊(長野協会)と倉富雄志(愛媛協会)の推薦があり、承認され全役員が決定された。

その後、緊急理事会が招集され、以下の役員体制を理事会により決定し、議場に報告された。

会長	鈴木洋美(福島協会)
副会長(業務・研修担当)	倉富雄志(愛媛協会)
副会長(総務・広報担当)	柳平幸男(岩手協会)
副会長(経理・公益法人担当)	塩川 豊(長野協会)
理事	越智眞琴(神奈川協会)
理事	村上朝男(兵庫協会)
理事	吉倉修一(石川協会)
理事	林 俊男(山口協会)
理事	満尾耕一(鹿児島協会)
理事	加藤 隆(札幌協会)
理事	泉 清博(高知協会)
監事	大村義之(山梨協会)
監事	高木秀夫(愛知協会)
予備監事	吉田英男(奈良協会)

総会終了後の懇親会には、倉吉民事局長・衆議院議員加藤紘一先生・顧問公認会計士澤村先生・全法務岩波委員長外多数の方々駆けつけて下さり総会構成員やオブザーバー参加の皆さんとの有意義な意見交換ができ、和やかな雰囲気の中盛会裏に終了した。



小野瀬民事第二課長



鈴木会長



会務報告～前号以降

- 4月28日 役員選考に伴う事務手続き
- 5月7日 第3回正副会長会議(web会議)
- 5月10日 日調連第4回公嘱登記受託法人に関する
検討会
- 5月12日 岩淵顧問弁護士との打合せ
- 5月25日 古屋圭司政経フォーラム
- 5月26日 国交省と高速道路機構へ表敬訪問
- 5月27日 第24回塩崎恭久と語る会
- 5月27日 民主党議員との勉強会
- 5月27日～28日 第4回正副会長会議
- 5月28日 古屋圭司顧問議員と地区勉強会
- 5月31日 日調連第5回公嘱登記受託法人に関する
検討会
- 6月7日 第2回理事会
- 6月8日 第2回役員選考委員会
- 6月8日 議長団との事前打合せ

- 6月8日 第24回定時総会
- 6月8日 緊急理事会
- 6月9日 研修会
- 6月12日 高速道路機構との打合せ



今後の会議予定

- 6月15日～16日 日調連総会
- 6月16日 自民党議連
- 6月16日～17日 第5回正副会長会議
- 6月19日 中部ブロック公共嘱託登記土地家屋調
査士協会連絡協議会総会【石川】
- 6月29日～30日 第3回理事会
- 7月10日 北海道ブロック公共嘱託登記土地家屋
調査士協会連絡協議会総会【札幌】
- 7月10日 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会
定時総会
- 7月20日 藤原久司氏黄綬褒章受章祝賀会



自愛

水上陽三

流ると無く水流れ竹落葉
経過よし泰山木の花咲きて
田植てふ人海作戦学童田
根づきたる植田となりて風を梳く
緑蔭や齡に甘えてゐはせぬか

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

地引絵図明治が匂ふ曝書かな
天平の薨波立つ鑑真忌
炎昼や陶師は土を殺しをり
安曇野は広き扇や押野崎
鶉篝の消えて山の端切り立てり

岐阜 深谷健吾

五箇山の祭太鼓の訝かな
しろがねの瀬をひかりつつ鮎遡上
周二キ口巡り無人の島薄暑
蔵開けて先々代の武具飾る
園児らのひときは高き茶摘唄

茨城 島田 操

髪形もかえたる妻の更衣
五月闇仏間の隅に写経本
時鳥開け放ちたる厨窓
妻と来し山は筑波や若葉風
空岳で汲む沢水や山薄暑

岐阜 堀越貞有

葱坊主至らぬままに古稀迎へ
富有柿の里に風呼び柿若葉
夕空へ藤の藤色深めけり
藁腹に一物あるごとし
蓮の葉の雨玉にして弾きをり

東京 黒沢利久

一病のやはらぐ日なり夏燕
町騒の遠く近くに夏の川
夕暮れの葉擦れ賑はふ夏木立
家々を隔つ三尺黒揚羽
東京の夕日の川や桜桃忌

埼玉 井上晃一

鶯狙ふ堰の落差を飛ぶ小鮎
お土産に「さやまかほり」てふ新茶
定年後農を継ぐ身や代田掻く
土守りて農一筋の汗匂ふ

今月の作品から

清水正明

地引絵図明治が匂ふ曝書かな

地引絵図は国が作製した最初の地図で、
我々調査士にとつて切つても切れない関係に
ある。現在では登記所備付の地図も大方はマ
イラー化されていて、いわゆる和紙の公図は
目にするのできない歴史的財産となつて
おり、資料館などに保管されている。ただ倉
庫にしまい込んでおくだけではやがては紙魚

の餌食になつてしまふであろう。夏の日差し
に曝すくらいに配慮が欲しいところである。
たまたま作者は曝されている絵図に接し作成
当時の明治の匂いを懐かしんでいるのである。

深谷健吾

五箇山の祭太鼓の訝かな

五箇山は富山県西部にある山村。庄川本
流・支流の五つの谷から成り、合掌造りの民
家で有名である。村には伝統的な祭りが継承
されていて生活と共に息づいているのであ
る。山間に点在する村であるから祭太鼓の訝
が生き生きと伝わってくる。

島田 操

髪形もかえたる妻の更衣

六月一日総理以下閣僚の全員が一斉にク
ルビズと言われるノータイ姿で登場した。言
うまでもなく更衣である。更衣は宮中で四月
朔日に行われていたものが一般に広まったも
のといわれ、冬衣から夏の衣服に着替えるこ
とを言う。提出句は衣服ばかりでなく、涼し
げな髪形に変えたと言つるところがいささか艶
があつて楽しい句になつた。

堀越貞有

葱坊主至らぬままに古稀迎へ

思慮や経験が足らず未熟なままに七十歳を
迎えてしまったと、自分自身を葱坊主に例え
ながら謙遜して表現したものである。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年 5月 1日付
東京 7544 丸山 英樹 東京 7545 山本 松平
東京 7546 千葉 学 東京 7547 石川 弘行
神奈川 2837 月舘 隆吉 神奈川 2838 荒木 豪一
大阪 3063 北川 政次 兵庫 2353 楠田 篤
愛知 2711 服部 敦 三重 851 林 義人
岐阜 1205 小野島信廣 福島 1442 長澤 正
旭川 287 高橋 宜克 香川 682 橋本 剛

平成21年 5月11日付
東京 7549 大木 謙 東京 7550 岡本 大介
神奈川 2839 幸田 順一 千葉 2050 堀 達朗
群馬 990 板垣 大祐 静岡 1675 森 伸治
愛知 2712 南舘登志雄 岐阜 1206 後藤 文秀
岡山 1337 阿部 充志 山形 1213 矢作 賢紀
青森 745 工藤 傑

平成21年 5月20日付
東京 7551 田崎 隆伸 東京 7552 田畑 辰雄
東京 7553 尾鷲 徹也 山梨 375 加賀美祐次
和歌山 406 宮本 良 広島 1805 亀川 洋
函館 207 阿部 幸三

登録取消し者は次のとおりです。

平成20年 5月19日付 大阪 2802 坂本壽三夫
平成21年 3月 8日付 兵庫 1262 西尾 正己
平成21年 3月12日付 静岡 440 水野 正二
平成21年 3月25日付 埼玉 618 本橋 文夫
平成21年 3月28日付 愛知 1389 水谷 正夫
平成21年 3月29日付 埼玉 1453 水谷 正則
平成21年 4月 1日付 福岡 1426 赤間 博信
平成21年 4月 5日付 茨城 1310 青山 恵寿
平成21年 4月 6日付 福井 203 桶谷 正直
平成21年 4月 8日付 沖縄 115 与那嶺文夫
平成21年 4月 9日付 東京 5317 関口 邦夫
平成21年 5月 1日付
東京 7266 岸 勝己 神奈川 1244 宮川 豊春
埼玉 454 浅海 浩 大阪 1660 (吉田正明) 趙正明
岐阜 1176 辻 耕一 石川 69 宮尾 光夫
長崎 505 松島 勝重 熊本 517 赤池 賢一
鹿児島 607 萬造寺隆雄 高知 526 黒川 保盛
高知 647 上岡 壽

平成21年 5月11日付
東京 7169 吉田 雅一 神奈川 1769 嶋田 忠宜
神奈川 2449 江連 隆之 静岡 1466 遠藤 幸藏
福井 218 末本 正之 熊本 730 森 武徳
徳島 471 後藤 昭浩

平成21年 5月20日付
大阪 1671 下江 康夫 大阪 2301 平田 一雄
滋賀 248 山本 三郎 和歌山 240 森 勇夫
三重 464 田中 宏幸 岐阜 806 青野 健一
山口 450 長田 幸三 福岡 2136 大庭 良紀
長崎 721 田渕 信幸 宮城 582 千葉 悟

国民年金の保険料と 国民年金基金の掛金について!

～今回は国民年金保険料と国民年金基金の掛金についてご紹介します～



土地家屋調査士国民年金基金

国民年金の保険料は毎年280円ずつ引き上げられ、 平成29年度から16,900円で固定化されます

土地家屋調査士の方等の国民年金の第1号被保険者の保険料はだれもが同じ定額制となっていて、平成21年度の保険料は月額14,660円となっています。

この国民年金保険料ですが、毎年280円ずつ引き上げられ、平成29年度に16,900円で固定されることになっています。

一方、第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者と共済組合の組合員）と第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者）は、国民年金に対して厚生年金保険または共済組合がまとめて拠出金を負担しますので、個別に保険料を負担する必要はありません。

厚生年金の保険料率は

厚生年金の場合は、一般の被保険者の保険料率は、平成20年9月から1000分の153.50です。保険料率は毎年9月に1000分の3.54ずつ引き上げられ、平成21年9月から1000分の157.04とされ、平成29年9月から1000分の183で固定されることになっています。

国民年金保険料の納め方

国民年金の保険料は、毎年4月に国から送られてくる「国民年金保険料納付案内書」によって翌日の末日までに納めます。納め先は、金融機関等（銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫）、コンビニエンスストアとなっています。また、これらの金融機関のほとんどで、口座振替もできることになっています。さらに、インターネット（パソコン、携帯電話）、クレジットカードでも納めることができます。

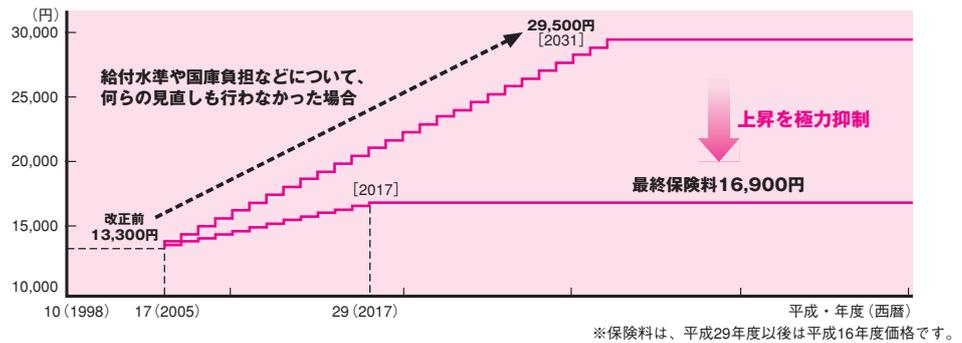
国庫負担割合の2分の1への引上げと基礎年金額

国民年金から支給される基礎年金は、その費用の3分の1が「国庫負担」、いわゆる税金で賄われています。この国庫負担割合の3分の1から2分の1への引上げに関する法案が、平成21年5月現在、国会で審議されています。この法律が成立すると、老齢基礎年金の年金額は、保険料を納めた期間の1に対して、4分の1免除期間は8分の7、半額免除期間は4分の3、4分の3免除期間は8分の5、全額免除期間は2分の1で計算されます。

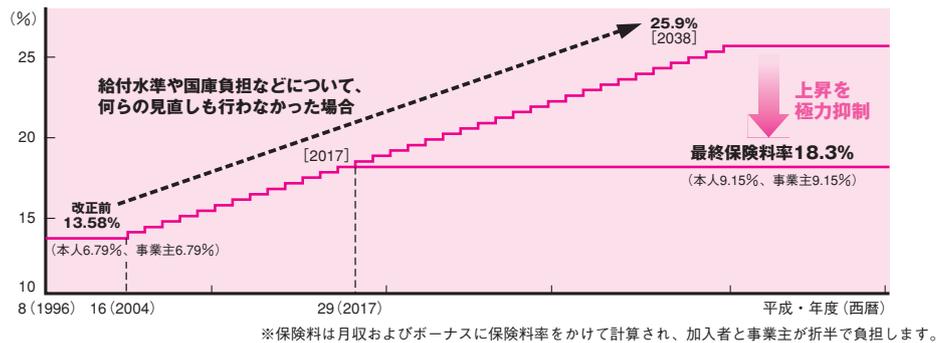
国民年金保険料、厚生年金保険料が固定化される前提条件となるのは、基礎年金の国庫負担割合が3分の1から2分の1への引上げが実施されることと、平成16年の年金改革前の所得代替率（年金の給付水準）が約60%から50.2%へ抑制されることとした場合です。

また、将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本とし、100年程度で財政均衡を考える有限均衡方式により財政計算が行われることとなります。

■ 国民年金の保険料



■ 厚生年金の保険料率



国民年金基金の掛金は加入した年金の型、口数および加入・増口時の年齢によって決まります

土地家屋調査士国民年金基金の掛金は、加入時もしくは増口した時の年齢によって決まります（詳しくはホームページをご覧ください。URL・<http://www.chosashi-npf.or.jp/>）。

掛金の上限は、月額で68,000円となっています。

また、毎月月末まで申し出ることにより、2口目以降の加入口数を増やしたり（増口）、減らしたり（減口）して掛金や年金額を変更することができます。なお、1口目は加入の基本であり、加入年金の型を変更したり、減らすことはできません。国民年金基金の掛金は、指定の銀行または郵便局の口座から自動的に引き落とすことになっています。基金に加入の際は、本体の国民年金保険料も口座振替にされると便利です。手間が省け、納期を気にすることもなく、納め忘れがなくなります。

■ 再加入の取扱い

いったん基金の資格を喪失した方が、元の基金に再加入した場合であっても、新たに再加入時の年齢によって、給付の型と口数を選ぶことになります。なお、元の基金に再加入した場合には、以前の加入期間分と合わせた年金が支給されます。

※現在、当基金では新規にご加入していただいた方全員に、加入記念として土地家屋調査士国民年金基金オリジナルクオカード（1000円）を差し上げております。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！ ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/> いますぐアクセス！！

5月

19日

第2回編集会議

<協議事項>

- 1 会報について
- 2 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 3 地理空間情報フォーラム2009について
- 4 「人権のひろば」への広告掲載について
- 5 「赤れんがまつり」への協力について

31日

公共嘱託登記受託法人に関する検討会(第5回)

<協議事項>

- 1 公共嘱託登記受託推進策等について

6月

2日

第4回「筆界特定制度と土地家屋調査士ADRとの連携に係るブレインストーミング」

9～10日

第1回研修部会・第1回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会土地家屋調査士特別研修規則の一部改正及び土地家屋調査士特別研修運営委員会規則の新設について
- 2 第5回土地家屋調査士特別研修について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習制度の運用状況について

4 測量技術講習会について

5 土地家屋調査士研修実施要領の別表について

6 講師団名簿について

7 ブロック新人研修について

8 土地家屋調査士法第25条第2項に規定する「地域の慣習」資料の取りまとめについて

13～14日

第3回常任理事会

<協議事項>

- 1 第66回定時総会の対応等について

15～16日

日調連第66回定時総会

<議案>

第1号議案 (イ)平成20年度一般会計収入支出決算報告承認の件

(ロ)平成20年度特別会計収入支出決算報告承認の件

第2号議案 役員選任の件

第3号議案 平成21年度事業計画(案)審議の件

第4号議案 (イ)平成21年度一般会計収入支出予算(案)審議の件

(ロ)平成21年度特別会計収入支出予算(案)審議の件

第5号議案 土地家屋調査士倫理規程決議の件

ブロック新人研修開催公告

平成 21 年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

関東ブロック協議会

記

開催日時	平成21年9月26日(土)正午	開始
	平成21年9月27日(日)午後5時	終了
開催場所	千葉県千葉市美浜区ひび野1-1 国際能力開発支援センター (財)海外職業訓練協会<OVTA:オブタ> 電話 043-276-0211	
申込手続及び 受講対象者	申込手続については、各土地家屋調査士会から 受講対象者へ通知済です。	

お詫び

本誌6月号(No.629)において、以下の誤りがありました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記訂正方お願いいたします。

記

頁	正誤箇所	誤	正
52	黄綬褒章 小出國正氏の登録年	昭和43年	昭和50年

編集後記

“Stardust Memories” ～ Le Petit Prince ～

☆陰曆の7月7日が、七夕(たなばた)。別名、「星祭」とも呼ばれ、五節供のひとつとか。さまざまな願い事を書いた短冊を竹や笹に結び、飾られる風景は、夏の風物詩となっています。

18歳の頃、高知市旭町1丁目界隈には赤線(農道、里道ではありません。悪しからず)の名残りである置屋や遊技場、戦前からの街並みがあって、繁華街からは少し離れてはいたが、夜の街路地には少年には全く理解できない活気が感じられていました。修学旅行の前日に学校をサボって、その「大人の繁華街」に出かけたのは当時、その地域の中に名画座があって「シネマな夜」を楽しむためであった。その夜の劇場内では、高知大学の女子学生を引き連れた助教授が、開演前から上映作品である『ウエスト・サイド物語』が如何に優れた作品であるかを得々と語っていたのを覚えている。正直、鑑賞前の前知識は欲しくないものである。その後同時上映の『エデンの東』が終了してクレジットが流れる頃には鼻を吸う音が館内を占めていた。

☆今になって、あの頃の記憶…僕の背後で泣いていた高知大学の女子学生の中に、もし、村木厚子女士(元厚生労働者雇用均等・児童家庭局長)がいたとしたら、是非ともあの頃に戻って『エデンの東』の感想を聞きたいものである。“物事は飼いならされて初めて知ることができる”そして“飼いならすためには～ととても忍耐強くなければならない”高知出身、高知大学と云う地方大学から中央官僚で異例の出世街道を歩み、将来を嘱望された女性“はちきんの星”であったことは事実であり、規制緩和の下、弱者切り捨てが進む情勢に対して憤りを持っていた官

僚のひとりでもあった。“けれども、真理を忘れちゃいけないよ。君は、君が飼いならしたものに対して永久に責任があるんだよ”彼女が何に飼いならされ、何を飼いならしたのか、その責任の所在は不明である。

☆銀幕の永遠の青春スター【James Dean】が、アクターズ・スタジオに馴染めなくなりスタジオを飛び出した後、下積み生活で彼の心の支えとなったのが「星の王子さま」であったと聞く。何の因果か、スタジオ創設者エリア・カザンの『エデンの東』に映画初主演。その後スター街道を歩む。それは己の生命時間を知っているが如くの急な勾配の余りに短い坂道であった。

王子さまが狐に聞きます。“飼いならすって、どういう意味なの?”狐がいいました。“それは絆を創るって意味だよ”エデンの東の兄弟の決別は、ジョルジュ・サンド『愛の妖精』の兄弟にも似た苦い別れを連想させるドラマ設定ではあるが、父と子の贖罪が描写された傑作であることに変わりはない。夜空に輝く星のように名作は常に光を放っている。☆近年、報酬額撤廃での価格破壊、〇〇年までに〇〇%とか、受験者数〇〇が〇〇に減少等の数字の羅列が目につきます。下降、下落、…一体平均水準があるのでしょうか? 挙句、若者に人気がないのは儲けないからだ…とも評する方もいます。大切な事、物事の本質を数値目標で見失ってははいないだろうかとも考えます。

“自分たちが何を求めているのかわからない。目は何も見えないんだ。心で探し求めなければいけないだよ”砂漠で遭難したサンテグジュペリの寓話が真実に聞こえるのは、単純で明快な“生死の境”に突きついたらに違いない。そう、真理はとても単純なものなのです。

編集長 川本達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

土地家屋調査士 最短合格講座

講座概要 本試験に沿った教材だから「ムダのない学習」が可能です!!
 初歩から学習する方にわかりやすい教材で基礎・基本から合格的に的を絞り指導します。また数学の苦手な方にもわかりやすい教材「調査士試験に必要な数学」で指導しています。次に本講座は「合格ノート(基本書)」「新・合格データベース(過去問6冊)」の学習がメインとなります。学習のポイントは「条文等の法律知識」と「作図・求積等の技術」「書式」をつまみ関連付けて学習することです。通信教育での学習は、地味な学習方法であるように思われますが、効率的で完成度の高い教材をシンプルに活用してこそ、合格の最短距離を歩むことが可能になります。【受講期間：6か月間】【添削指導：7回】【eメール質問システムあり】

- 学習のすすめ方
- ①テキストにひととおり目を通しておいて学習範囲を予習
 - ②ポイントを確認しながらテキストを再読メディア講義を受講(各メディアタイプのみ)
 - ③「データベース」で問題演習
 - ④テキストに戻り反復して学習

教材内容
 ・学習ガイダンスDVD ・学習の手引き ・合格ノート(2冊) ・書式合格演習ノート(2冊)
 ・新・合格データベース(過去問6冊) ・本試験問題と詳細解説 ・合格テキスト ・詳細調査士六法
 ・詳細調査士六法・提出課題7回・質問票・補助教材一式・各メディア教材【各90分81巻(予定)】
 「調査士試験に必要な数学」「調査士試験ベーシック作図」「求積テキスト」を含む。
 ※メディアは通学本科(内堀 博夫 先生)の講義をライブ収録したものです。
 ※教材・学費が一部変更になる場合があります。 7月末日まで

学費(税込み) **みらなび祭り 30%割引実施中!!**

受講タイプ	教材学習タイプ	DVD付タイプ	iPod付タイプ	ダウンロードタイプ
一般	116,000円	388,000円	388,000円	348,000円
みらなび祭り30%off	81,200円	271,600円	271,600円	243,600円

難しい試験ではあっても
 短期の合格は可能です。
 誰よりも早くスタートする！これに勝る必勝法はありません。本試験をめざした調査士の学習は奥が深く、学習期間はいくらでも必要になってきています。思い立ったら早めにスタートを切り、基礎学習を完成させる。本試験対策に十分な時間をかけられる態勢を整えることが、後に強みとなるのです。

DVDレクチャー
 内堀 博夫 先生 東京法経学院専任講師
 短期合格を実現するための独自指導法「内堀式最短合格法」を確立し、多くの土地家屋調査士試験受験生を合格へと導いている。東京本校で多数の講座を担当。HPで無料ガイダンス・サンプル映像配信

最短合格講座

土地家屋調査士 初学者向け 通信教育

◎詳細・申込方法について、案内書のご請求は下記までご連絡ください。
 LICENSE SCHOOL 創立1961年・高実績と信頼 03-3371-2741
東京法経学院 FAX▶ 03(3360)1724
 〒169-8505 東京都新宿区百人町 2-9-13 e-mail▶ info@thg.co.jp
 ホームページ http://www.thg.co.jp/

お申込はホームページ(PC・モバイル)からも承っております。

